

決算常任委員会都市・環境分科会

(平成28年9月9日)

○ 村山繁生委員長

皆さん、おはようございます。お疲れさまでございます。

それでは、ただいまより都市・環境常任委員会決算常任委員会都市・環境分科会を開催いたします。

なお、監査委員であります中森委員は、本日最初の審査が決算議案でありますので、ご出席いただいております。

まず、本日からのスケジュールといたしますか、審査順序についてでございますが、お手元に配付のとおり、上下水道局、環境部、都市整備部の順番で審査を行います。各部局ごとに、決算常任委員会都市・環境分科会として、平成27年度決算の審査を行ってまいります。

その他の議案といたしましては、当委員会に付託された一般議案が環境部と都市整備部で1議案ずつございます。当分科会が所管する補正予算の審査はございません。

また、環境部からは、協議会の開催について1件の申し出があり、そのほか、審議会等の開催による所管事務調査などもありますので、よろしく願いをいたします。

審査の進め方についてでございますが、8月24日の議案聴取会において、決算議案、一般議案については既に担当部局より説明を受けておりますので、議案聴取会で請求のあった追加資料についてのみ説明を受け、その後、質疑に移りたいと思います。

それから、まず皆さんにお諮りいたしますけれども、今定例議会中における所管事務調査の実施について、やるかどうかちょっとお諮りいたしますが、いかがさせていただきますでしょうか。

○ 諸岡 覚委員

一任。

○ 村山繁生委員長

一任と言われても、するかせんかだけやけど。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

じゃ、皆さんのほうでなければ、なしでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、なしということさせていただきます。

それから、7月26日に行いました所管事務調査、空き家対策についての内容を取りまとめた調査報告書並びに先般の行政視察の報告書、ともにタブレットのほうに送付してありますので、修正などのご意見がございましたら、今回の委員会が終了するまでに事務局にお伝えいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第6款 農林水産業費

第3項 農地費（関係部分）

特別会計

農業集落排水事業特別会計

議案第14号 平成27年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について

議案第16号 平成27年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

○ 村山繁生委員長

それでは、審査順序に基づいて上下水道局から審査を行ってまいります。

まず、事業管理者のほうから、どうぞ。

○ 倭上下水道局事業管理者

改めまして、皆さん、おはようございます。

今回の決算常任委員会都市・環境分科会でございますけれども、議案第13号平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についての上下水道局関係分ということでお願いしたいと思います。それから、議案第14号水道事業における利益の処分及び決算認定について、議案第16号下水道事業における利益の処分及び決算認定についてということで、3議案についてご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第13号平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）、特別会計、農業集落排水事業特別会計、議案第14号平成27年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について、議案第16号平成27年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について、審査を行います。

まず、追加資料の説明を求めます。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、決算常任委員会都市・環境分科会追加資料に基づきまして、ご説明のほうを申し上げさせていただきます。

○ 村山繁生委員長

タブレットのほうに資料が送られていると思いますが、よろしいですか。

じゃ、お願いします。

○ 内田経営企画課長

それでは、よろしくお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、目次でございますけれども、追加資料5点につきまして、1、未処分利益剰余金の資本金への組み入れについて、2番目といたしまして、東員町地内に保有する水源に係る協定について、3といたしまして、水道事業の財政状況見通

しについて、4、決算審査意見の課題が残る点に対する考え方について、5、平成27年度決算不用額についての順でご説明させていただきます。

資料1ページをお願いいたします。未処分利益剰余金の資本金への組み入れにつきましてご説明申し上げます。

地方公営企業法の会計制度は、昭和27年の地方公営企業法施行後、昭和41年以来、大きな改正がなされておられませんでした。その一方で、企業会計におきましては、国際基準を踏まえて企業会計基準が見直されており、地方公営企業会計と企業会計との制度上の違いが大きくなり、企業会計制度との整合を図る必要があるとのことから、平成26年に企業会計原則の考え方を最大限取り入れ、地方公営企業会計制度の見直しが行われました。

地方公営企業会計制度の主な見直し点につきましては、①といたしまして、借入資本金、いわゆる企業債の借り入れにつきまして、資本の部から負債の部へ移行されたこと、②といたしまして、国庫補助金等により取得した固定資産みなし償却制度の廃止、③といたしまして、キャッシュ・フロー計算書の作成、④といたしまして、二重線を引かせていただいておりますが、組入資本金制度の廃止でございます。

未処分利益剰余金の資本金への組み入れにつきましては、いわゆる減債積立金を使用して企業債の償還をした場合に、その使用した額に相当する額を資本金に組み入れる制度、自己資本金への組み入れ、これが廃止されまして、該当する地方公営企業法施行令の条文、旧施行令第25条が廃止されました。そのため、使用した額に相当する額は未処分利益剰余金となり、その後の取り扱いは議会の関与を経て決定することとなりました。

下のほうに表に示させていただいておりますけれども、改正前と改正後の処理につきまして表に示しておりますが、改正前の処理につきましては、例えば平成26年度の純利益、これにつきましては、26年度で当年度未処分利益剰余金に振り替えまして、平成27年8月定例会議会におきまして承認後、条例に基づきまして減債積立金に振り替えております。平成27年度末に、地方公営企業法施行令第25条に基づきまして減債積立金を取り崩し、組み入れ資本金に振り替えておりました。

右側になります。法改正におきまして施行令第25条が廃止されたことから、平成27年度末におきまして減債積立金を取り崩し、未処分利益剰余金に振り替え、今回の平成28年8月定例会議会におきまして、未処分利益剰余金から組み入れ資本金への組み入れにつきまして議決をお願いするものでございます。

資料2ページをお願いいたします。2ページ、3ページのほうで資料が縦横して申しわ

けございませんけれども、2ページに総務省から地方公営企業会計制度の見直しについてというのが示されておるものでございます。

資料3ページの下段のところになります。減債積立金の処理方法が図表で記載されております。資料左側の現行、これにつきましては、法改正前の処理で減債積立金から資本金へ組み入れると、これ、施行令第25条に基づいて処理となっておりましたが、右側の法改正後、第25条が廃止されましたことから、減債積立金から未処分利益剰余金に振り替える処理となったものでございます。

資料4ページ、5ページをお願いいたします。

地方公営企業法施行令を抜粋したものを添付させていただいておりますが、資料4ページ下段にございます旧の第25条資本金への組み入れ、第25条の後段にありますように、その使用した減債積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならないという、この条文が廃止されたものでございます。

続きまして、資料6ページをお願いいたします。東員町地内に保有する水源に係る協定につきましてご説明申し上げます。

本市は、員弁町地内の員弁川沿いに取水施設を保有しておりまして、神田土地改良区及び東員町と取水に係る協定を締結し、水源を確保しつつ水道事業の推進をしてまいりましたが、社会情勢の変化や契約内容に疑義が生じてきましたことから、その対応を行ってまいりました。

神田土地改良区につきましては、昭和42年度に三重県企業庁から神田土地改良区地域内の取水施設を取得いたしました。その際、三重県企業庁が神田土地改良区に協力費を支払っていたため、その経緯を引き継いだものでございます。

その後、契約更新を重ね、平成21年度まで年間2000万円を超える協力費を支払ってまいりましたが、算出根拠が不明確であったため、平成19年度から神田土地改良区と協議を重ね、22年度以降につきましては、本市の取水により不足する農業用水を補水するための水路等の維持管理費、かんがい施設等の維持補修費及び運転管理費に要する実費弁償分を、協力費として1100万円を支払っております。平成27年度の1100万円の算出根拠につきましては、表の記載のとおりでございます。

続きまして、東員町につきましては、神田、長深、中上に水源を開発し、水源開発に伴う協力費について、昭和48年度に契約を締結いたしました。その後、契約更新を重ね、平成13年度からは年間1955万円の協力費を支払ってまいりましたが、算出根拠が不明確であ

ったため、協力費の見直しについて協議を行いました但合意に至らず、平成20年度から支払いを凍結いたしました。

協議が整わなかったことから、平成21年11月4日に国有資産等所在市町村交付金の支払いについて、平成22年10月7日に取水協力費の支払いについて東員町から提訴され、平成22年12月9日に和解が成立いたしました。

和解条項の1点目といたしましては、平成16年度から20年度までの国有資産等所在市町村交付金請求事件の解決金として722万9300円を支払う。2点目は、取水協力費請求事件の解決金として2525万円を支払う。和解成立の日以降、協力費その他の名目いかんを問わず、東員町は何らの金銭の支払いを請求しない。これの和解によりまして、その後は東員町への取水協力費は支払っておりません。

続きまして、現行の東員町地内に保有します水源に係る支出状況につきましては、神田土地改良区に対して覚書による実費弁償分の協力費として1100万円、東員町に対しましては、国有資産等所在市町村交付金といたしまして140万6300円の支払いをしております。

資料7ページをお願いいたします。

過去10年間の取水協力費等の支払いの推移につきましては、記載のとおりでございます。欄外に記載させていただいております国有資産等所在市町村交付金につきましては、東員町地内に四日市市の土地を所有しております、その関係で、地方税法で定める固定資産税のかわりに東員町へ交付する交付金でございます。

また、資料8ページから10ページにつきましては、取水協力に関する覚書及び取水協力金の支払いに関する契約書の写しを添付させていただいております。

続きまして、資料11ページをお願いいたします。水道事業の財政状況見通しにつきましてご説明申し上げます。

平成27年度から41年度までの収益的収支の推移と資本的収支の推移をグラフで示させていただいております。これにつきましては、昨年、平成27年8月定例会議会の決算常任委員会都市・環境分科会におきまして追加資料で提出させていただきましたものを、平成27年度決算額、28年度予算額に置きかえさせていただいたものでございます。財政状況の見通しの前提条件といたしましては、水道料金は現行の料金体系のままとしております。建設改良事業に充てます企業債の発行額につきましては、事業費の30%としております。

収益的収支につきましては、毎年度給水収益の減少が約5000万円見込まれるため、年々収支は悪化していく見通しでございます。資本的収支につきましては、施設の更新や耐震

化を推進していく必要があることから、毎年度30億円を超える支出が見込まれます。

内部留保資金につきまして、事業経営していくための運転資金である内部留保資金につきましては、受水費の減少により、平成34年度までは20億円を維持できるものの、その後は、給水収益の減少に伴い、純利益が減益することから右肩下がりとなり、平成30年代後半になりますと10億円を下回り、建設改良事業の進捗に支障を来す見通しでございます。

続きまして、資料12ページをお願いいたします。決算審査意見の課題が残る点に対する考え方につきましてご説明申し上げます。

水道事業につきましては2点で、1点目は、監査のほうの意見につきましては、①といたしまして、水需要の現状分析ということで、給水収益減少の歯どめとなる対策を講じるため、水需要の現状において、保有する資料などを活用して課職員や専門家による分析を行い、それを体系的に整理し、営業戦略を立てて、重点的な収益改善プロジェクトを実践すること。

これに対しまして、局の考え方といたしましては、給水収益が漸減傾向にある大きな要因は、大口利用者の使用水量の大幅な減少にあると考えております。大口利用者の水道離れに対して、抑制のために、他事業体の取り組みも参考にし、平成25年度より大口水道利用者減額制度を開始しておりますが、専用水道化への調査や大口利用者に対するアンケート等を行っているものの、現在、水道を利用している大口利用者の方の使用水量の減少要因につきましては、十分把握できていないのが現状でございます。

企業の業種、営業形態や気候など、さまざまな要因について分析することは、給水収益減少の対策を講じるための第一歩であると考え、さらに広く情報を収集するとともに、専門家への委託も視野に入れ、分析を行ってまいります。

2点目につきまして、②、水道料金の改定。平成27年度から、受水費の料金の大幅な削減による給水原価を同格都市と同じ水準まで引き下げることができた。その結果、利益率が18.5%と極めて高率となった。このことを踏まえ、長年にわたる市民の負担を軽減するため、水道料金の引き下げ改定を検討すること。

これにつきまして、局の考え方といたしましては、先ほど、資料の11ページの財政状況見通しでもご説明させていただきましたが、受水費の減少によって利益が増加したことにより、平成34年度までは留保資金は20億円を維持できるものの、今後、水道施設の更新や耐震化を推進していく財源を確保する必要があります。

現行の料金では、給水収益の減少に伴い、純利益が減益することから、留保資金は右肩



下がりとなり、平成30年代後半になりますと10億円を下回る状況になるため、建設改良事業の進捗に支障を来す見通しでございます。中長期的に見て、将来の設備更新等への投資の必要性を踏まえ、できる限り現行料金体系を維持してまいりたいと考えております。

資料13ページをお願いいたします。

下水道事業につきましては3点で、1点目は、①、雨污水別の決算。下水道事業会計は、雨・污水が分別されておらず、決算書による経営の実態把握は非常に困難で理解しにくい。早期に雨水と污水を分別した分別決算を行い、雨・污水別の収支分析や指標管理を実施して、雨・污水を分けて、他市比較ができるように改善すること。特に、雨水・污水事業とも、一般会計からの巨額の繰入金が発生している。明確な目標値を設定して、一層のコスト削減に取り組み、繰入金の減少を図ること。

それに対しまして、局の考え方といたしましては、下水道事業においては、決算時に雨水、污水に区分しており、污水处理に関する各種指標についても、決算段階で算出しております。一方、総務省の地方公営企業決算状況調査データにおいて、汚水分の指標として、処理原価、使用料単価、企業債元利償還金対料金収入比率などについて、同格都市との比較を行っております。

また、財政経営課のほうから配付されております決算概要において、別途、污水、雨水に区分した損益を公表しております。これ、平成27年度決算の概要の36、37ページに記載しております。今後、さらに分析について改善に努めてまいります。

なお、一般会計からの繰入金については、総務省が定めます繰り出し基準に基づき、必要な繰り入れを受けることとなりますが、引き続きコスト削減に努めてまいります。

2点目は、②、繰入金。一般会計からの污水处理に係る他会計補助金を20億円繰り入れているが、これは、年々収支改善をして、減額していく努力が必要と考えること。特に前年度から適用された新会計制度に伴う制度上の利益が10億円強出ていることから、これを繰入金減額に回すことができないか研究すること。

局の考え方といたしまして――済みません、資料は13ページから14ページにまたがりませんが――污水处理に係る他会計補助金は、総務省の繰り出し基準に基づき受け入れており、主に、今後接続する使用者のために先行投資した固定資産取得に伴う資本費分、減価償却費と企業債償還利子、そのうち、下水道使用料で回収できない分であります。

引き続き、水洗化人口の増加に努め、他会計補助金を逡減させていくべきものであると認識はしておりますが、下水道整備に伴って水洗化人口が増加する一方、節水機器の普及

等に伴う使用水量の減少から、下水道使用料の伸びが鈍化し、収益力は低下してきている状況にあります。

引き続き、下水道整備区域の拡大や施設の長寿命化、耐震化を進める必要があり、資本的支出の増加は避けがたい中、収益的収支で計上いたしました利益を資本的収支で不足する収入分の補填財源としております。内部留保資金が減少傾向にある現状で、繰入金の減額を図りますと事業経営に支障を来すことから、現状において繰入金を減額することは困難であると考えております。

3点目は、③、水洗化率の向上。水洗化率が前年度比0.3%減となるなど、下水道整備区域の拡大による処理区域内人口の伸びに対して、水洗化人口の伸びが追いついていない状況である。水洗化率の向上が速やかに図れるような、新たな対策を検討すること。

局の考え方といたしましては、平成27年度決算において水洗化率が前年度比0.3%減となりました要因は、下水道整備区域の拡大に伴う処理区域内の人口の増加が前年よりも多かったことによるものであります。平成26年度で2619人、27年度で4152人でございます。

多くの下水道工事が年度末に竣工し、新たな処理区域となることで処理区域内人口が増加する一方、水洗化人口は、主に処理区域内人口に計上された方が宅内設備を設置することで増加するため、宅内設備設置に係る分だけ時間差が生じます。そのため、決算書等においては、この1年間で、下水道に接続可能な方のうち、どれだけ接続したかを見る指標として供用1年後の水洗化率を表示しており、平成27年度決算では、前年度比0.3ポイント増の93.7%となっております。

下水道への速やかな接続は、経営上はもちろん、生活環境上も重要であると認識しており、引き続き下水道接続へのさらなる啓発を進めることで、水洗化人口の増加に努めてまいります。

資料15ページをお願いいたします。

資料が縦横して申しわけございませんけれども、平成27年度決算の不用額につきまして、一般会計等におきましては事業別予算での不用額一覧となっておりますが、上下水道事業におきましては事業別予算を設定してございませんので、款項目節の300万円以上のものにつきまして一覧表にしております。水道事業は資料15ページから16ページ、下水道事業は資料17ページから18ページで記載のとおりでございます。

説明のほうは以上です。よろしくをお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。追加資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、ただいまより、追加資料を含め、3議案一括して質疑をお受けいたしますので、質疑のある方は挙手の上、ご発言ください。

○ 小川政人委員

この間は、下水道使用料やったかな、何年かもらい過ぎておったというのがあったけど、平成27年度分は幾らもらい過ぎておったの。それは項目は何になるの。

○ 村山繁生委員長

済みません、小川委員、ちょっと私の考えなんですけれども、このことはちょっと時間がかかるかもわかりませんので、後、全体会の……。

○ 小川政人委員

全体会なら全体会で……。

○ 村山繁生委員長

いやいや、まあ、それはそれであれですけれども、その質疑は一番後でちょっとお受けします。

○ 小川政人委員

とりあえず金額と、どの項目だということだけは聞いておかんと。

○ 村山繁生委員長

その資料は今、用意してもらっていないんですか、それは。

○ 藤田管理部長

この誤徴収に係る資料を用意しておるんですけれども、平成27年度分に限定して幾らという数字はちょっとつかんでおりませんもので、項目といたしましては、下水道使用料で頂戴しております。27年度分に限定して算出をさせていただきますので、後ほど資料を出

させていただきます。

○ 小川政人委員

平成27年度決算をしておるんやで、そんなもの、言われやんでも、27年度分は幾らかって出しておかなあかん。まあ、後でいいわ。

○ 村山繁生委員長

じゃ、この件に関しては……。

○ 加藤清助委員

後でというのは、全体会……。

○ 村山繁生委員長

いやいや、全体会じゃなくて、議案のほかのが終わってから、それだけ後でします。

○ 加藤清助委員

最後のほうでということ。

○ 村山繁生委員長

はい。それまでに資料も整えてもらいますので。

そのこと以外で、ひとつお願いいたします。

○ 加藤清助委員

資料請求もさせてもらったもので、東員町のやつですけど、ずっと経過だとか書いていただいて、平成27年度決算では、神田土地改良区のほうに1100万円と東員町に国有資産等所在市町村交付金で140万円で、1240万円ぐらいになるんですけど、決算書のほうの決算説明資料の5ページの一番下は1296万円で、神田土地改良区取水協力費等とあるもので、一つは、もう一つ補償費の対象で内部がありましたよね、内部の土地改良区への協力費、補償費。そこへの金額との差、算出根拠、平成27年度以前にも経過があつて、こういうふうな費用の内訳で積算根拠をされて、改定というか改正されたんやけど、これは、27年度

決算で、内部の土地改良区への補償費、協力費と同じ積算の計算でやっていて、逆算すると、1296万円から1100万円と140万円を引いた、残りの50万円ぐらいが内部の土地改良区への補償費、協力費というふうに読み取ればいいのでしょうか。

○ 内田経営企画課長

まず、今見ていただいております決算説明資料の5ページになります。冊子のほうです。冊子のほうの決算説明資料、よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか、資料。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ 内田経営企画課長

これの5ページの一番下に補償費ということで1296万円ございます。まず、ここの分につきましては、神田土地改良区の分の1100万円、内部地区のものが196万円で、申しわけございません、次の7ページ、8ページのほうをちょっとご覧いただきまして、ちょうど中段の上のところに(2)配水及び給水費の二つぐらい上で交付金というのがございます、140万6300円。この交付金のほうが、これが東員町のほうへの固定資産税相当の部分になります。ですので、5ページ、6ページにつきましては、神田のほうの1100万円と内部へのかんがい施設等の管理委託の196万円でございます。

○ 加藤清助委員

だから、もう一つは、内部のほうへの積算の根拠は、きょう示してもらっている追加資料の6ページの中段の積算根拠と同じような科目というか、あれで積算しているんですか。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

内部につきましても、農業取水用の設備の電気代でありますとか、その点検費、補修費でございまして、神田のかんがいの維持補修費、あるいは運転管理費等、これのような

形で支出をさせていただいております。

以上です。

○ 加藤清助委員

あとは、覚書にも日量の立米の上限を設定しているんだけど、内部のほうも、そういう設定をして、農業への支障がないようにという、協定か覚書か知らんけど、あったかと思うんやけど、同様と解してよろしいんでしょうか。

○ 堀木施設課長

特にこの水量設定等々の覚書というのは、こうなってはございませんが、そのような施設運用に関して、その補償というようなところの中で契約は行っております。

○ 加藤清助委員

だから、内部のほうは、上限の日量のくみ上げとかのマックスは取り交わしてなくて、やっているということなの。

○ 堀木施設課長

そのとおりでございます。

○ 加藤清助委員

それで支障がなければいいんですけどね。かんがいの関係でね。問題が出ていないからそう支障がないのかなと理解しますが、あとは、単年度ごとに、その金額については、土地改良区のほうと内部だとか神田のほうも、協定か何かわかりませんが、単年度で金額の協定を更新しておるという理解でよろしいんでしょうか。

○ 堀木施設課長

毎年度契約書を取り交わしてございまして、そういうご理解で、お見込みのとおりと思えます。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

○ 加藤清助委員

その件はそれでいいです。

○ 村山繁生委員長

ほかにありますか。

関連。

○ 小川政人委員

この水、まだ要るのかな。水需要は減ってきておると違うかな。ここの説明では、水需要の増加によりというふうに、これはずっと過去の話やろうと思うんやけど、最近も減ってきておると言うておるんやけど、これ、要るのかなというのは。

○ 堀木施設課長

委員おっしゃられるように、節水器等々の普及で、需要は若干そのような傾向がございますけれども、やはり井戸のほうもずっと水をくみ上げております関係で、自己水の受水量的には少し減ってきておりますので、やっぱり水の確保、水源の安定した確保という観点から、この員弁水源等々、残していきたい、使っていきたいというふうに考えてございます。

○ 小川政人委員

将来のために残しておくという、今は要らんけど。

○ 堀木施設課長

いえいえ、今も、例えば夏場に非常に水が少なくなってくるときも当然ございますものですから、当然、運用の中ではかなりウエートを占めてございますので、使っております。

○ 小川政人委員

久しぶりに来たでわからんのやけど、三重用水からももらっているわね。そうすると、

三重用水の契約水量はかなり余っておるって聞いておる。前はそうやったけど、今はどれぐらい余っておるのかな。全部使っておるのかな。

○ 村山繁生委員長

どうですか。

○ 松久経営企画課課長補佐

経営企画課課長補佐、松久です。

三重用水は責任水量が65%になっておりまして、契約水量の65%を使っております。先ほどの東員町の話ですけれども、東員町の水はあがたの配水池に送っております。あがたの配水池から、大体1日3万tぐらい使っておるんですけれども、東員町から大体2万t送っています。ですので、東員町の水がなくなると、そのあがた配水池から配っておる地域の供給ができなくなりますので、これは絶対に要る施設だとなっております。

○ 小川政人委員

それで、65%が責任水量で、100%までの金を払っておるのか、それとも65%だけか。

○ 松久経営企画課課長補佐

三重用水の料金の払い方ですけれども、契約水量——100%ですね——100%の水量に対して基本料金を払っております。利用した料金、65%の水を使っていますので、使用料として65%分の使用料を払っております。

○ 小川政人委員

契約は100%払っていて。

○ 松久経営企画課課長補佐

基本料として。

○ 小川政人委員

基本料金はな。



○ 松久経営企画課課長補佐

使用料として……。

○ 小川政人委員

使用料を65%な。そうすると、この2万tというのは、金額でどうなの、使用料として。2万tは、これ、1日か。

○ 松久経営企画課課長補佐

1日です。それで、東員町からの分は自己水となっていますので、これは、使用料として東員町には払っていませんので、自己水として使用しています。

それと、三重用水の場合は、1 m<sup>3</sup>当たり39円になりますので、もしも三重用水の水を回せるとしたら——実際、配水のルール上、三重用水をそこに回すことはできないんですけども——39円掛ける2万tということになります。

○ 小川政人委員

39円掛ける2万tの1年分と協力費が千百何万円やな。それとどっちが。ちょっとすぐ計算できやんで、そっちでしておったら教えてくれるかな。

○ 内田経営企画課長

多分、1日2万tで、年間365日、それに39円——39円は消費税抜きでありますけれども——そうしますと年間で2億8500万円ほどになります。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 小川政人委員

はい。

## ○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

## ○ 加藤清助委員

これもさっき説明があった監査意見の課題が残る点に対する考え方を提供いただいて、12ページのところの水道料金の改定というやつで、監査のほうから、水道料金の引き下げ改定を検討することというふうに、他都市と比べて高額だからとか、利益が出ているからというのがあって、その回答の意味は、最後は、できる限り現行料金体系を維持したいという考え方で、その理由は、平成30年代後半になると建設改良事業の進捗に支障を来す見通しだからということですよ。

何年か前は、平成30年までは値上げはしなくてもいいとかなんとかというような状況があったかと思うんですけど、あれは下水道やったっけ、水道やったっけ、うろ覚えやけど。水道じゃなかった。状況が変わってきて、平成30年代後半までは現行料金でいけると、今の見通しによる見解というふうに理解してよろしいのでしょうか。

## ○ 内田経営企画課長

ちょっと11ページのほうで、その見通しのほう、示してございますけれども、まず、この見通しにつきましては、平成30年度までの中期財政計画、これをもとに見通しをしております。

今現在、新水道ビジョン、こちらの作成がございます。それに基づきまして、第3期の水道施設整備計画、これの着手をしております。その中でこの辺のところを、財政計画につきましても再度見直しをかけさせていただく状況でございますが、今の見込みで言いますと、一つにつきましては、平成27年度の受水費、こちらのほうが大きく減少になったということの中で、今、現行、見通しでいきますと、平成30年代後半、これにつきましては、いわゆる内部の留保資金、これを何とか10億円、基本的には、内部留保資金が資本的収支の不足額、これを補填する財源となってまいりますもので、設備投資のほう、今後30億円強、平準化させた中で必要になってくると。

この状況の見通しでいきますと、平成30年代後半には10億円を下回るということで、何とかそれまでの間、現行料金の体系のままの中で、コスト削減も含めながら、現状の料金体系を維持してまいりたいという考えでございます。

以上です。

○ 加藤清助委員

だから、数年前に、平成30年度までは現行料金を維持したいと言っておったのが、平成30年代後半に変わったのは、県水が、その後、大幅に受水費として単価が下がったということによって、30年代後半ぐらいまでは行けそうだ、行きたいということに変わったということですよ。

○ 内田経営企画課長

そのとおりでございます。平成27年の段階で、受水費につきましては5年ごとに改定されますので、その段階で企業庁のほうと交渉してまいります。

今回大幅に下がりましたのが、企業庁のほうで持っております減価償却費の減であるとか、償還元金の減というところの分の中で、今回大幅な削減がされたということで、平成30年代という部分が延びてきておるということでございます。

以上です。

○ 加藤清助委員

だから、県水の見直しは5年ごとにやるというので、平成27年に見直しをやられたんですよ。今度平成32年じゃないですか、5年でね。平成32年の見直しには、さらなる県水の値下げというのは、展望できるのか、できないのか、判断はどうなの。

○ 内田経営企画課長

今回につきましては、先ほど申しましたように、いわゆる減価償却費だとか、起債の減でございますので、それも減少してきておりますので、多分5年後に削減の交渉をかけますけれども、今回のような大幅な削減とかというものはちょっと見込めないという見解でございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

## ○ 伊藤修一委員

不用額、資料を出してもろうて、いつも説明資料というか、こういうふうな中に不用額は幾らって書いてあるんやけれども、細かく金額を書いてもらうのはええけど、意味がわからんやつが結構あって、やっぱり本庁とそろえたようなやつを、別冊でもええもんで、今後も続けてつくっていってもらえるとええかなと思うのやわな。

それで、拾っていくと細かいことを、私も、朝、この資料を見たばかりやもんで、すぐよう言わんのやけど、よそのところよりも不用額、300万円以上にしても、結構何か多いような気もするんやけど、それは主観かもわからんので、またその部分については今後も続けて説明資料を、別冊でもええで、ちょっと丁寧に書いていってもらおうと、この本だけでわからんところは、ぜひそういうふうに補足してもらおうようお願いをしておきたいと思います。

そこで、きょうの朝の資料の中で、企業債の借入れがいろいろ変わっていったというのは、当然、そういうこともあるやろうし、金額も変わるやろうけど、当初1.8%を見ておったのが1.2%で、安くなったでよかったわという話やけれども、そもそも1.8%を設定せなあかんというのは、そんな時代背景というか、そんな用事が本当にあったんやろうか。1.2%でただけて、金利が下がっておれば、それで結構なことなんやけれども、何でそんな1.8%を設定しておったんやろうかと、そこはちょっと不思議に思ったんやけれども、その辺はいかがでしょうか。

## ○ 内田経営企画課長

当初予算の段階のときに、当然、その情勢を見ながらで見込んでおるんですけども、実際に借入れますのが年度末になるという状況の中で、どういうふうに今、金利のほうの変動するかという形の中で、確かに、その借入れ、予算の段階で不足が出てきてもという状況もございますし、その中で、金利のほう、そちらのほうをちょっと余裕も見まして、予算のほう、1.8%という形で置かせていただいたことが要因でございます。

## ○ 伊藤修一委員

余裕を持つてということは、商売というか、経営やで、ある話やと思うけれども、平成26年や、25年や、その前の年なんかは、もうずっと1.5%とか1.4%で来ておって、それで、

予算を出すときに1.8%で請求してくるといのは、余裕の幅を取り過ぎておらへんやろうか。前年度も、その前の年度も、ずーっと1.5、1.4%、もうずっと下がっている、金利はね。

今はもうマイナス金利という、世の中はそうやっていう時代なんやけどさ。そうすると、ことしまた何かそういう予算をつくる時に、またこの余裕を持ってというのが四日市のやり方なんやろうか。

#### ○ 内田経営企画課長

確かにこの動向を見ていると、金利は減少傾向であるかなというところの部分はあるんですけども、予算という段階の中で、確かに今おっしゃられますように、1.8%という見込みの部分が多過ぎるのではないかとというところの部分も、決算で、実際、1.2%という借り入れでございましたので、その余裕幅もあるというような形の中で、その辺のところにつきまして、予算編成の段階で、金利等の状況も踏まえた中で、今度の予算編成等、それについても編成してまいりたいと思います。

以上です。

#### ○ 伊藤修一委員

いろいろその余裕を持ってというのは、わからんでもないんやけれども、やっぱりそういう流れの中で、しっかり状況を読んでもらいたいと思うし、この不用額の資料をずーっと見ておると、入札差金もちょっとそれはやむを得ないけれども、いろいろ見込みがやっぱり甘かった部分で、たくさん不用額が出ておる項目も結構あるもんで、全体として予算を膨らませていくと、結局、決算の最後で、こうやって不用額が出てくると、本当に必要なところに必要なお金がちゃんと回っておったのかどうかというのが心配になってきてしまうわけで、そこらはきちっと精査していってもらうようお願いをしておきたいなと思います。

それから、ついでに企業債やけれども、大昔の企業債ね、昭和何年ぐらいから借りておるような、4.幾つというような金利のやつもあるやろうと思うんやけど、あんなのはやっぱり、借り替えとか、繰り上げ返済とか、そんなのは考えやへんのやろうか。その辺はどうです。

## ○ 内田経営企画課長

まず、金利のほうの、過去に借り入れました5%以上のものにつきましては、国のほうで、いわゆる一括して償還をするときに、その償還の部分に対して、今ですと補償金というのが必要になりました。その返済する分の残りの利息相当部分のお金が、そのときに合わせて支払わなければならないというところの部分が、平成19、20年度のとときに、国のほうから、その補償金を免除するというので、5%以上については、一括償還もしくは借り替えというところがございますので、そのタイミングの中で、水道事業につきましては、自己資金で5%以上償還、下水道につきましては、財源でありますので借り替えで、金利の低いものに借り替えて償還をするという形の中でやってまいりました。

そのときにつきましては、国のほうが、そのときに、いわゆる臨時的な措置として、その補償金免除というのがなされております。現在、その補償金免除の部分が、国のほうから、それはあくまで臨時的なものであったことから、現行はございません。今、これを償還しようといいたしますと、その利息相当を含めた補償金も支払わなければならないということで、現状につきましては、今、その補償金免除の条項が出るまでにつきましては、今、その5%未満についても、今の状態の中で、借り替えをせずに支払いをしているという状況でございます。

以上です。

## ○ 伊藤修一委員

その当時、平成20年頃は、国からそういうふうなサービスしてもらったもので、助かったという話でわかるんやけれども、5%以下のものでも、ぎりぎり4.9%とか、4.8%とか、4.何がしというすれすれのところの企業債の金利を抱えておるわけで、それがもうずっと尾を引いておるわけやね。

それでもうお尻のほうも迫ってくるというのはわかるもので、一回、そういうふうな、本当に、一括して借り替えて、今の安い金利でやったほうがお得なのか、結局払うことを考えたらね。一回そういうふうなことは、その4.幾つか、それ、ぎりぎりのものというか、そんなのも考えやなあかんのと違うやろうかと思うし、中には、5.50%で残っておるものもあらへん。私、これ、今、資料を見ておるのやけど、政府債の平成元年5月26日というのは、金利5.50%ってあるよ。これ、償還が平成34年3月31日までにやらなあかんというやつがあるね。

## ○ 内田経営企画課長

この5.5%でございますのは、一応、国のほうから、繰り上げ償還する額が四日市に対してどれだけであるかというのは定められてまいりました。その中で、当然繰り上げ償還いたします部分につきましては、水道、下水道、一般会計等も踏まえた中で繰り上げ償還しております。国から示されました限度額を超えている部分、その部分だけは償還できないという形の中で、一本、残っております。

それと、先ほどおっしゃられたもう一点、借り替えの件なんですけれども、今、上下水道とも、これ、国のほうから借りております。借りた後、これを借り替えるという状況になりますと、当然国のほうの許可が出るんです。国のほうから、こういう条件については借り替えていいですよという状況は、今の現状、ございませんもので、ただ、その繰り上げ償還のように、財源がないときは借り替えしてもいいというところの部分はございますので、国のほうのその辺の制度の状況の中で今運用しておると。

ですので、上下水道局独自で借り替えをして、それで返済したいという、処理といえますか、方法が今、現状、とれない状況でございます。

以上です。

## ○ 伊藤修一委員

もう何とも手が打ちようがないというのが残ったという、そういう認識でよろしいんやろうかね。

## ○ 倭上下水道局事業管理者

ちょっと補足させてもらっても。済みません。

今の現状の説明については、経営企画課長のとおりでございます。ただ、伊藤委員に心配していただいておりますように、全国のそういう協会が事業体の中であるんですけれども、今おっしゃられた問題は、各市町、非常に厳しいもので、思いは同じでございます、そういう協会のほうから国のほうにも、そこら辺の償還免除、いわゆる利息分の免除であるとか、そういうところで、国のほうにも要望という形で出してございますので、こちらとしても引き続き、全国のそういうところを使う中で、国のほうには訴えていきたいと思っております。

以上です。

○ 伊藤修一委員

そういう協会、日本下水道協会とか、水道協会とか、加盟しておるわけやわね。そうしたら、そういうところから圧力というか、そういうふうにな国の財政にお願いするなり、また、市を挙げて、やっぱり市からも、こんなに高い金利のものを抱えておいたら、これはちょっとおかしいという、今の時代背景から見てもね。そういうふうなことは、市からも言うてもらおうように、お願いしていってもらおうとよろしいかなと思います。

とりあえず、まずこの程度で。

○ 村山繁生委員長

それから、最初の伊藤委員の要望ですけれども、というか不用額の提示ですね。あらかじめ出しってもらうということは、それはよろしいでしょうか。

○ 内田経営企画課長

今後提出させていただきます。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 加藤清助委員

決算常任委員会資料の最初の12ページに、下水道事業決算概要で、最後5番に主要事業というのがあって、大変金額的には多いのがあって、そのうち、ポンプ場の築造費とか、日永浄化センター第4系統というのが大きな事業で進行中なんですけど、このポンプ場築造にかかわって、たしか南五味塚やったと思うけど、過去に何か水が出てきて、最初に設計した事業者には瑕疵がないとかという結論で、その後、8億円ぐらい金額が上乘せになって、工事が進行しておると思うんですけど、現況、どこまで事業ベースで平成27年度に到達して、あと、供用開始が何年やったか忘れたけど、もう近いと思うけど、ポンプ場の関係でそこら辺の状況を教えていただけませんか、27年度決算との関係で。



○ 川島下水建設課長

下水建設課長、川島でございます。

今、楠町のポンプ場の進捗状況と今の状態についてのご質問をいただきました。今現在は、どちらのポンプ場、吉崎のポンプ場も新南五味塚のポンプ場も、下部土木工事といひまして、地下に水が入ってきたところ、取り入れてポンプをくみ上げる下の層をつくっておる段階でございます。

先ほど加藤委員からご質問いただいたというか、昨年、一昨年、いろいろ、種々、問題、現場で起こったものは、もう既に対応を終わっております、地盤改良等が進んでおります、今現在、下部の層の部分、その土木工事を今、コンクリートを順次打って、今年度中にほぼ終わる予定でございます。

引き続いて、今年度の後半から上部というか、上の建築物があるんですけども、そういう部分の工事発注にかかっていく予定でございます。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

進捗率事業ベースはどれだけ、何%ぐらいなの。下部はできるという話はあるけど。

○ 川島下水建設課長

ちょっとパーセントというのは、なかなか申し上げにくいんですけども。

○ 加藤清助委員

目標は。

○ 川島下水建設課長

まず、目標年次は、今のところ、新南五味塚ポンプ場は、平成30年の供用開始を目指しております。そして、吉崎ポンプ場につきましては、平成32年の供用を目指して進んでおるところでございます。

今後の予定で、パーセントでなかなか申しにくいものですから、今の予定のところを補足させていただきますと、これから今年度の後半に、先ほど言いました建築構造物、いわゆる地盤面から上への立ち上がりの構造物の工事に入っていくと同時に、中へ据えつける

ポンプ設備であるとか、機械設備関係、電気設備関係の発注を行って、製作をして、建屋ができ上がると同時に、中へ機械物を据えていくというような作業に入っていくという状況でございます。

以上です。

○ 加藤清助委員

8億円ぐらいふえたと思うんですけど、トラブルというか、大学の先生が調査して、それは事業者の瑕疵ではないとかということやったけど、それで、結局、今も進行しておる事業は、その当時とおんなじジョイントの会社がやっておるわけ。

○ 川島下水建設課長

工事の発注につきましては、基礎部分の基礎工事、基礎くいと、そういう部分はもう済んでおりますので、それはもう別工事になっていまして、今は、先ほど言いました下の貯水部分ですので、それは別のまたJVで工事が進んでおる、そういう状況です。

○ 加藤清助委員

結果的には、設計か調査の事業者には瑕疵がなかったんだから、想定外の8億円増ということしかないわけ。

○ 川島下水建設課長

結果的にはそういう形に、あくまで、我々、今まで四日市の下水道部門がポンプ場をつくる中で、あるいは処理場をつくる中で調査して、一般的な調査方法で、一般的な発注方法でやる中では想定されなかった事態でしたので、言葉は悪いかもしれませんが、想定外のという対応の中で、地盤改良工事を追加発注させていただいたというところでございます。

○ 加藤清助委員

とりあえずそこまでにしておくわ。

○ 小川政人委員

教えてほしいんですけど、最初の計画より 8 億円だけ余分にかかるだけということ。

○ 村山繁生委員長

追加は 8 億円だけかと。

○ 川島下水建設課長

基本的には、二つのポンプ場とも地盤改良工事がふえましたので、おおよそ 8 億円から 9 億円程度というところでございます。

○ 小川政人委員

それは最初の計画よりな。上屋はそうすると、最初に受注したところがやるということか、また、別のところにやらず。

○ 川島下水建設課長

今からの契約ですので、別契約ですね。まだ契約相手は決まっていません。

以上です。

○ 小川政人委員

もう一つは、たしか契約するときに入札条件の中に、地下水か何かに詳しい現場監督がおらなあかんとか、そんな一項が入ってなかったか。これ 1 者だけ受けたのと違うかな。そうでなかった。僕の記憶違いかな。

○ 川島下水建設課長

総合評価の関係でいろんな条件をつけたりするんですけども、地下水に詳しいというような条件をつけることはあんまりないと思うんですね。よく似た、こういうポンプ場の規模で、こういう現場を経験したことがある者であるとか、受注した経験がある業者であるというような条件はつくことはあります。

○ 小川政人委員

そこで、僕の言い方が、まず地下水と言ったのが間違いかもわからんけど、そういうよ

うな条件がついて、随意契約みたいに1者だけしか契約の条件に合うところがあったのと違ったか、これ。過去の記憶でいくと、そんなような記憶がするんやけどな。その条件に当てはまる会社は1者しかなかったんじゃないかな。

○ 川島下水建設課長

基礎工事に関しては、応札は1者ではなかったと記憶しております。

○ 小川政人委員

それは、過去の記録をくれるかな、そのときの。また契約をさかのぼって、どういう条件でどういうふうに入札されたかというのがあると思うので、それ、資料、もらえる。

○ 村山繁生委員長

その資料は提出可能ですか。

○ 川島下水建設課長

準備でき次第、お持ちするという形でよろしいですか。

○ 小川政人委員

うん。それと今、僕の聞いている話では、森康哲議員がよく楠町の消防分団を統合せえとかいう話の中で、吉崎のポンプ場がきちっとできたらそういうことができるという話の中で、平成30年度、目標年度にはちょっと間に合わんのと違うかという話がちらほら聞こえてくるんやけど、それはもう間違いなく大丈夫なのかな。

○ 川島下水建設課長

間違いなくと言うと、なかなか難しいところがあります。今現在の状況で、これからそれこそ想定外のことが起これば別ですけれども、今現在のスケジュールと進行状況からいくと、平成31年の供用に向けて進んでおりますので……。失礼しました。吉崎は平成32年ですので、32年の供用の整備というところに向かっては進んでおります。

○ 小川政人委員

それで、進んでおるのはいいんやけど、もう一つ、8億円かけて地盤改良をして、そして、上屋の契約はまだこれからするということなんやわな。そうすると、そこでもまたこれから、最初の計画よりも予算が膨張するということはあるわな。

○ 川島下水建設課長

全くないというと語弊があるかもしれませんが、基本的には、建築物、上の建物でよほどのことがないと、大きく金額が変わるという要素は非常に少ないのかなと思っております。

以上です。

○ 小川政人委員

僕はしょっちゅうニュースを見ておると、みんな高騰しておるで上がるとか、3倍とか、9倍とか、わけわからん数字も出てきておるで、それ、言い切れるのかな。

○ 川島下水建設課長

高騰という意味では、これは、契約、いわゆる全国の工事全てなんですけれども、物価スライド制度というのがありますので、ある基準を超えたものについては、我々も変更に応じる必要がございますので、その物価スライドという部分が生じた場合には、増額という事は必要になります。

以上です。

○ 小川政人委員

だから、なるべく増額にならんようにはしてほしいんだけど、それと、計画どおりに進めてもらいたいという、何か不安のほうか、うまくいかんのかなという声のほうが多く聞こえてくるもんで、その点だけ気をつけて、やっぱりできなかった、やっぱり高くなったという、将来の決算でならんようお願いをしたいなど。

○ 川島下水建設課長

皆さん、非常に関心の高い事業でありますし、消防の関係もございますので、できる限り私たちのほうから、事前に状況報告をかけられるような機会を見つけて、させていただき

たいと思います。

以上です。

○ 村山繁生委員長

他にいかがですか。

○ 小川政人委員

休憩しやへん。やってもええ。

○ 村山繁生委員長

ええ、しますけど、最初の下水道使用料に関する以外で、まだありますか。

あります。じゃ。

○ 小川政人委員

これやに。これで、今やっておる中で。

○ 村山繁生委員長

以外でね。以外で、その3議案でね。

○ 小川政人委員

うん。

○ 村山繁生委員長

じゃ、10分ほど休憩したいと思います。

じゃ、15分再開ということをお願いします。

11:02 休憩

---

11:15 再開

## ○ 村山繁生委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## ○ 小川政人委員

中森委員が下水道使用料が取り過ぎと違うかと言うのは、この間の話とは別の件で、一般家庭についても取り過ぎと違うか、きちっとメーターをつけたほうがええのかなという一般質問があったと思うんですけど、その中で、多分、メーターをつけたりなんかする費用がかかるでという回答みたいな気がしたんですけど、うろっと聞いておったけど、そういう部分が現実的に、確かに、僕らでも、全部が下水道に流れていくとは思っていないもので、そういうところは、料金の立て方はどういうふうに見ておるのか、その辺、教えてほしい。

## ○ 飯田お客様センター所長

お客様センター所長の飯田でございます。よろしく申し上げます。

今、小川委員のほうからお尋ねいただきましたように、今現在、下水道のほうの汚水の水量、これは、基本的には、水道を引いて使っていただいているところについては、水道を使っていただいております水量とイコールという形で置かせていただいております。これは、公共下水道条例とかにも規定は設けさせていただいております。

これ、小川委員おっしゃられましたように、例えば、私もそうですけれども、一般のご家庭で、庭の水まきに使ったとか、車の洗車にちょっと使ったとかいうような部分で、直接下水道へ排出しない水量というの、厳密に言うていくと現実的にはあるかと思えます。

ただ、一つの水道から出ていった水量のうち、どれだけが下水道に現実的に流れていって、どれだけが下水道には流れていかなかったのかという部分というのを切り分けるというのが、個別の、例えば一般家庭のレベルなんかで、それぞれのパート、パートにメーターなんかをつけてはかるというのが非常に煩雑で、コストもかかると。結局、その部分のコストというのが回り回って、下水道使用料ということで、下水道使用者のところへ回ってってしまうというところもございますので、ここら辺については、昭和47年でしたか、東京地裁でもちょっと判例があったみたいなんですけど、次善の策として、そういった部分の僅差な誤差であれば、その部分は、水道使用量と下水道使用量がイコールであるというふうに置いて下水道使用料をかけることも合理性があるというような考え方もございまして、基本的には、冒頭申しましたように、水道使用量イコール下水道への排出量と

ということで料金のほうをかけさせていただいております。

以上です。

○ 小川政人委員

だから、もともと正確ではないということは認めるわけやわな。下水道使用で、正確な数字で料金を取っておるということではないということは、各家庭の差はあるやろうと思うけど、そうすると、裁判所は合理性はないことはないと言うんやけど、じゃ、例えば、取り過ぎという意味でいけば、水道料金の98%にするとか、97%にするとか、そうすればメーターは要らへんもんで、そうコストもかからへんし、それでもいいのと違うの。

○ 村山繁生委員長

小川委員、これ、金額にかかわりますけれども、直接平成27年度決算には……。

○ 小川政人委員

決算、かかわる。料金が高いと言うておるんやでき。高いで適正に……。

○ 村山繁生委員長

今後の課題ということもありますけれども、まあ、もう一度答弁を、じゃ。

○ 飯田お客様センター所長

小川委員が今、先ほど再度お尋ねいただいた事柄もございしますが、現実的に、その乖離の率とおっしゃいますか、98%とか97%というような数字もおっしゃられましたけれども、いかに設定するのか、それから、水道の利用自体が、一般家庭だけではなくて、商売してみえる方もあれば、工場で使っている方、いろんな水道の使い方、それに応じた下水への排出というところもございしますので、なかなか数値化して定型的に置くことが難しいのではないかとこのように考えております。

○ 小川政人委員

だから、100%でも正しくないんやったら、98でも97でも95でも一緒のことやないですか。それ以上、事業所でもそうなんだけど、100%で払っておるとこの話の世界やでな。



もし、水道、下水道が親切があって、全部下水道じゃないという考え方に立っておるんやったら、少しでもそういうことも、サービスというか、適正料金に向かって考えればいいので、もともと正確な数字というのはあらへんで、それはちょっと一遍研究をしてもらいたいな。条例を変えなできやんのかできるのか、その辺はようわからんけど。

ほかに行ってええ。

○ 村山繁生委員長

はい。

○ 小川政人委員

平成27年度会計で、これは含まれておるか含まれておらんか、ちょっとそれもわからんで聞くんやけど、富洲原か、あの辺で断水か何か起こって、水道がずっと汚れておって、去年か何か弁償をして、それから、業者に再度補償請求、その部分について損害が確定したからということで請求をしたケースは、これは27年度会計のことで質問してええのか、違うと質問できやへんで、その辺はどう。

○ 村山繁生委員長

これは平成27年度でしたっけ。

○ 小川政人委員

去年、何かやっておったよ。

起こったのは平成26年度でも、金を払うたのは平成27年度と違うのか。それで、金を請求したのも27年度のことと違うか。

○ 村山繁生委員長

支払いをしたのは平成27年度ですか。

○ 内田経営企画課長

その事例につきましては、平成26年度発生しておりまして、企業会計でいきますと、3月31日をもって、その分につきましては、26年度中で支払っていたかとは思いますが

——ちょっとごめんなさい——もし支払っていなかったとした場合、あくまでも26年度決算につきましては、その分は未払い金という形の中での決算という処理になりますので、その件につきましては26年度決算の中でございます。

以上です。

#### ○ 小川政人委員

もう一つ、だから、再度補償を業者に請求したのは平成26年度か27年度か。それは、請求はしたけどまだ返してもらっていないのか、係争か何かしておるのか、どっちなのかな。

#### ○ 若林技術部次長兼水道建設課長

今係争中ございまして、平成27年度末、28年3月にこちらから提訴しまして、今裁判中ということでございます。

#### ○ 小川政人委員

平成27年度末に提訴をしたということでいくと、損害が確定したというのは、俺、おかしいと思っておるんやわ。俺のところも損害、発生しておるけど、何も弁償しますとかしませんとか、言うてこうへんし、うちの近所でも、そんなの、声の強い人にだけ払うだけやろう。断水して同じような被害が起こった人たちに、何らそのことについて連絡も通知もしていないやんか。そのままして、もう損害は確定しましたから請求しますなんて、国家賠償法で言っても20年ということでいくと、その辺の不親切さというのはどうしてもあるんやわな。

もうみんな弁償せなんたら、俺も黙っておるけどさ。それはもうしゃあないなと、断水したんやでしゃあないなという話やけど、片一方は弁償して、片一方は気のええ人は泣き寝入りで、ちょっと十四川の溢水と一緒にやで。本当のことは言わへんのやで、若林さん、笑うておったらあかんで、ようわかっておるのやでな。

そういう親切さがないのやさ。だから、それはきちっと、タオルの1本でも持って謝っていくとか、そんなことぐらいしやなあかんわ。それから訴訟や、業者に対してな。そのところの丁寧さというのは、やっぱり上下水道局も商売なんやからな。お客さんに対して、そういうことの丁寧さが足らんのと違うかな。

富田地区で、松原でもようけ苦情が行ったけど、誰も、俺の知っておる範囲の人で弁償

してもろうたとか、何にも言っておらへんで。その辺は、あれ、大分松原から苦情があったと思うておるんやけど、その対応もまずかったと聞いておるのに、そういうところがあるでな。それ、一遍、ちゃんと一考してやったら、ついでに。くどいこと言わへんで。

○ 村山繁生委員長

意見としてよろしいですか。

○ 小川政人委員

はい。

○ 村山繁生委員長

他にありますか。どうですか。

よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

では、もう他に……。

○ 伊藤修一委員

もう終わるの。

○ 村山繁生委員長

いやいや、終わりません。

最後に、この、今の下水道の……。

○ 伊藤修一委員

先にもうやってもうたらどうやろう、待っておるで、その話を。新聞の話やろ。新聞の話、先に入れてもろうたら。もう用意ができておるのやったら。

○ 村山繁生委員長

いえ、まだできていないです。過去5年間の……。

○ 藤田管理部長

済みません、平成27年度でもらい過ぎておった額、トータル額は算出できたんですけども、個々にこの水栓で幾らというところの表づくりを今させてもらっておりますので、トータル額だけ申し上げますと51万5760円、この分が27年度で今回還付する額で、もらい過ぎておった額でございます。

○ 村山繁生委員長

じゃ、もうその質疑に入りますかね。

○ 小川政人委員

そんな各水栓の細かいところなんて要らへんでき。決算で取り過ぎておったという、大まかな数字のことでええんやで。Aさんから取り過ぎておったとか、B団体から取り過ぎておったとかいうことを聞いておらへんで、決算全体のこと、五十一万何ぼの取り過ぎがあったわけやわな。この決算は、利益とかいろんなものはみんな、本来なら狂うておるのやわな。

○ 村山繁生委員長

細かいことは、要りませんでしたか。私、要ると思って指示させてもらったんです。

○ 小川政人委員

言うてくれたの。全体の決算が間違うておるか、間違うておらんかというだけやで、一件一件は別に要らへんで。いや、委員長がしてくれたのならもうもらうけど。しておるのやろう、作業は。

○ 藤田管理部長

はい。表作成については、昼までには終わるんですけども、ちょっと午前中には間に合いません。申しわけございません。

○ 小川政人委員

ただ、そこにこだわって議論しようと思っていないもので、1個当たりに。

○ 加藤清助委員

資料、来るの。

○ 村山繁生委員長

資料は資料で、過去5年分の、どの市営住宅でどれだけとか、個々の金額が全部出ていますので。

○ 加藤清助委員

それ、来たほうがあればなんでしょう。何にもなしでやるの。

○ 小川政人委員

じゃ、もう、51万円、間違うておったと言うておるから。

○ 村山繁生委員長

だから、平成27年度の合計金額なら出ています。

○ 藤田管理部長

記者発表させてもらった資料と、5年間分のトータルの個々の水栓ごとの額をお示しした資料はつくってございますので、配付させていただきます。

○ 村山繁生委員長

それでよければ、もうそのようにさせてもらいますけど。

○ 三平一良委員

5年間ではあかんよ。

## ○ 村山繁生委員長

5年というのは、結局、地方自治法によって5年分の返済ということで、5年分つくってもらったということでしたね。

## ○ 小川政人委員

この決算は平成27年度だけでええんやで、26年度を今さら問うわけにもいかへんで、それは、返すのは返すので、ことし返すんやろうで、それは、返す返さんの話と違って、議論したいのは、決算に誤りがあって、利益にも誤り、全部波及して誤りがあったんやないのかって聞いておるだけ。現実には誤りがあったって認めておるんやで、今さらなかったということもない世界やわな。もうちょっとこの審査の後に発表しや、知らんと済んでおったのにさ。

だから、もうそんな議論は要らへんのやけど、認定してくれって言われたら、あかんと言わなしようがないもん。間違っていましたと言うておるのに。

## ○ 村山繁生委員長

じゃ、もう、先、その資料は、皆さんがそれで平成27年度の個々は要らないと言うのでしたら、もう用意してありますので配ってもらいますか。

まず、その5年分を返還ということで、その根拠を、法律にもあるでしょうけれども、その辺をちょっと説明だけしていただけますか。

## ○ 藤田管理部長

今配付させていただきました記者発表資料の中で、3番の還付等の対応というところで、誤徴収した下水道使用料について、地方自治法に基づき5年分を還付いたしますと記載させていただいております。

これについては地方自治法第236条第1項に規定がありまして、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し、他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについてもまた同様とすると。この規定によりまして、5年間分の還付をさせていただいたところでございます。

○ 村山繁生委員長

じゃ、それについて質疑をお願いします。

○ 小川政人委員

5年間とかの議論とちょっと外れていくのかなとも思うんやけど、確かに地方自治法では5年間の時効やけれども、国家賠償法でいくと20年で、何かあったな、前に、固定資産税の誤りか何かで、20年さかのぼって払った裁判所の例がありましたよね。

そういうことでいくと、あのときは、行政側が誤って賦課間違いをしたのであるから、国家賠償法を適用して20年払えということやったと思っておる。もう、二、三年前のことやで、そんな程度の記憶しかないんやけど、資料を調べたらまたわかるけど、それでいくと、単純に5年で切るというのもどうかなと思っておるんやけど、地方自治法は5年やけど、今、ほかの法律の適用がどうのこうのとかいうことも読まれたらと思っておるんやけど、それでいくと20年もあり得るかなというところもあるもので、ちょっともう一回、親切に調べたっほうええのと違う。

○ 藤田管理部長

今回の案件につきまして、国家賠償法の適用についても検討をしたところでございます。国家賠償法については、職員が故意または過失によって違法に損害を与えた場合に適用になるという規定がございますので、今回、国家賠償法の規定にある違法というところには当てはまらないということの結論を出しまして、20年の適用は見送ったところでございます。

○ 小川政人委員

それ、判断は誰がしたの。上下水道局がしたの。

○ 藤田管理部長

上下水道局で判断したものでございます。

○ 小川政人委員

だから、違法でないと言うのは難しいと思うんやわ。過失は間違いのないんやでな。過失

は間違いなく認めるんやと、それによって他人の財産を余分に――搾取とは言わんけれども――取ったんやから、その辺に違法じゃないというのはなかなか判断が難しいと思うんやけど、そこをもうちょっと――あんまり、俺、弁護士を信用しておらへんけれども――そういうことの詳しい人にもう一遍やってもろうたほうがより親切かな。

取られたほうの受け止め方はまた違いますから、これ、発表されて、まだ向こうは5年間かって多分思うておるやろうと思うでな。5年間か20年間かどっちやとかいう思いはあると思うで、相手があることやで、その辺はもうちょっと柔軟な対応、みんなが納得してくれれば、それは示談できればいいけれどもね。

### ○ 倭上下水道局事業管理者

ちょっと補足説明だけさせていただきます。

今、小川委員、2年前の話も出されたんですけど、確かに税の関係で、当時、還付加算金と固定資産税の関係と、二つあったかなというふうに記憶しています。

固定資産税の賦課間違いについては、最高裁の判例もあって、一応、国家賠償法の適用、あのときされましたと思うんですよね。還付加算金については、地方税法の適用で5年という形で整理をかけさせていただいたかという記憶がございます。

今回の件ですけれども、確かに5年、20年というところがあるんですけども、この件について、専門家といいますか、うちの法務専門監と話というか、そこら辺について、一応弁護士さんというところもあって、相談もかけさせていただいております。そういった中で、確かに、まず国家賠償法ですと20年さかのぼって遡及できるというところがあります。それは、故意かまたは重大な瑕疵というふうなところが認められるときに、国家賠償法というふうなことになってくるかと思えます。

今、小川委員言われたように、それが注意義務違反が違法かどうかと、不法かどうかという判断、なかなか難しいというところはあるんですけども、今回、この件について、まずは判例とか、そこら辺も調べていただきましたけど、現実に起こっていないというふうなところも含めて判断をさせていただく中で、まずはその地方自治法の5年というのが妥当だということで、こちらのほうで判断させていただいたというところです。

当然、地方自治法というのは、返還というか、こちらから当然返す分もありますけれども、いただくほうも5年というふうなところもございます。いわゆる地方公共団体が関連する金銭給付にかかる債権については、この第236条の5年というふうなところが基本に



なつてきます。

使用料については、下水道だけでなく、市全体の中でほかにさまざまな使用料があるわけでございますけれども、そこら辺も含めて見る中では、やはり、まずは、最高裁の判例とかがない中では、5年というふうなことでお願いする形をとらせていただきたいたいというふうなところで、こちらとして判断をさせていただいたというところでございます。

#### ○ 小川政人委員

最高裁の判例は、2年前かそこらに出たと思うんや。それは、解説本を読むと、あくまで固定資産税だけに限ったものではなくて、やっぱりリーディングケースという部分でいくと、これから行政が賦課間違いをした部分については国家賠償法やという考え方に立った判決やもんでね。それでいくと、まだ2年しか経っていないで、いろんな声が出て、もう各地で出ておるのかもわからんけれども、現実に判決となってあらわれたものはないもんでね。その辺でいくと、とりあえずは5年払って、まだ後の15年分は請求できるよという部分、何かあればできるよというのと。

それから行政は、訴えられても、費用は自分で払わへんのやわな。税金で払うんやわな。訴えるほうは自分の金で払わんならんし、その費用たるや、弁護士費用とか、いろんなことも要ると大きく、なかなか訴訟しづらいところがあるわけですよんか。そういうこともきちっと加味して、もっと親切に考えたらいいのかな。これは意見でとどめておきます。

#### ○ 村山繁生委員長

関連。

#### ○ 加藤清助委員

ちょっと初歩的な確認なんやけど、この案件で、原因だとか、徴収の対象者とか、箇所数だとか、金額は書いてもらっていて、原因で、現地確認が不十分で、料金システムの入力処理にはまらなかったということですよね。本来は、どういう現地確認をして入力するんですか、すべきものなんですか。今後という意味も含めてね。

#### ○ 村山繁生委員長

現地確認。

## ○ 藤田管理部長

今回の109件のうち、笹川の公団、三重団地、坂部が丘の案件が88件ございます。この団地におきましては、昭和40年代の後半から50年代にかけて、公団であるとか、土地開発公社が開発したものの団地でありまして、開発者が、全部、下水道管であるとか、そういったものをつくったものを市が引き継いだところでありまして、個々の家の下水道は、当然下水道につながっていますので使用料を賦課するんですけども、それに付随した散水栓であるとか、そういったところも、当時、確認をせずに、一律、下水道使用料を賦課しておったということで、今までこの案件が放置されておったということです。

今は排水設備の申請書が出てまいります。そうした中で、きちっと水道メーターの確認もし、現地のほうに赴いて排水設備の工事が図面どおり実施できておるかどうか、それを確認した上で、確かに下水道に接続がされておるというのを確認した上で下水道使用料を賦課しておるということで、資料をお配りしたところで、平成12年度まで、今回の還付の案件が一番遅く発生したのが平成12年度になっていきますので、それ以降は発生してございませんので、間違いのないようなやり方で今はやっておるところでございます。

## ○ 加藤清助委員

これ、古い集合住宅のところが一括して使う水道は、全部下水道に流れるものやという解釈のもとにやっておったということなんですよね。

一般家庭でも、今でもメーターは一つですよ。二つあるところがあるのか知らんけど、基本的に1カ所ですよ、メーターは。でも、水道の蛇口は、言われるように、外に散水栓だとかあるうちってあるでしょう。そういうのは、言われるように、メーターを分けるとコストがかかるから云々かんぬんで、対象にはならんやけど、あるのはあるよね。そういう現地確認は、別に対象とかにはならへんわけ。

## ○ 藤田管理部長

メーターを分けて、外で使う水の分は明らかに下水道に排出されないというものについては、下水道使用料を賦課しておりません。

ただし、外にあって、手洗いをして、その分が下水道のほうに接続されておれば、当然かかるものになりますし、排水設備としては、手を洗ったものが汚水のほうに流れていく

べきものということで、下水道に接続をしていただいておりますがほとんどですので、下水道使用料は賦課してございます。

○ 加藤清助委員

でも、一般家庭でも、外に蛇口があって、用水とか排水路に流れていっておるうち、あるよね。それは何、申請すると、一定の基準額で減額してくれる対応があるの。ないよな。メーターはつけやなあかな。

そうすると、金額は、同じ金額のものがばーっとあるんやけど、これは5年分の還付額になると思うんですけど、計算方法としては、基本料金か何かのあれ、これ、数字は。

○ 藤田管理部長

水量が少ないもので、基本料金相当額になっておるかと思えますけれども、基本水量プラスそれを超える従量の使用量で出した下水道使用料の5年分を表示させていただいております。

○ 加藤清助委員

こんな金額なんや。

○ 村山繁生委員長

よろしいか。

○ 伊藤修一委員

改めて確認すると、入り口がメーター1個の場合は、これ、結局、どうしても下水量はセットでパックでなると。ただし、入り口の水道の上水道のメーターが二つになっておる場合は、この二つ目の部分については、別途、そういうふうなことの確認をして、下水につながっておるかどうかの上で判断すると。その部分が足らなんだという、そういう理解でええんやろうか。

○ 村山繁生委員長

うまくまとめていただきました。

○ 伊藤修一委員

俺がまとめるわけではないんやけど。

○ 藤田管理部長

おうちに2栓あって、下水道に明らかにつながっておるものについては、下水道使用料をかけさせていただいております。今回、誤賦課しておったものは、外の水栓で下水道につながっていないもの、これに対して賦課をしておったもので、誤ったというところがございます。それをさらに、現地の確認を当時怠っておったということが原因となっております。

○ 伊藤修一委員

それ、瑕疵があったということを認めての話だということですね。だから、1軒のうちで、例えばの話やけれども、そういうふうにメーターを分けておればいいけど、普通のうちは分けていないわけやもんで、結局、特殊な例やわな、これ。結局、分けておるでということがわかっただけの話。だから、根本的に、そういうふうな考え方というのをやっぱりきちっとまとめていく必要もあらへんのかなという。

それと、例えば、ガソリンスタンドで、トイレの水道と洗車機の水道と間口が一つやった場合は、それはもう下水道でいっておるのか、それとも、わざと二つに上水道を分けておった場合はどうするのやという。洗車機用のあれを使ったりとか、いろいろ出てこやへんのやろうか、そういうシミュレーションとか。

○ 中村技術部長

一般的に排水設備と申しますのは、人間が生活していく、そして、事業所が事業をするときに出る汚水という形になってまいります。そうすると、例えば今お話のように、じゃ、洗車機はどうなんやって。泡が出ますよね。あれ、汚水です。

そして、例えば今の話、ちょっと途中でも出ていましたけど、各おうちで、じゃ、外水栓がございますよね。外水栓で、例えばちょっとした作物を洗ったりとかいうようなもので、ちょっと砂程度しか流れないものは側溝につないでいただいてもいいと思うんです。ただ、使い方が、そこで例えば靴を洗ったり、泡が出るようなものを使われる場合は下水

道へつないでください、そういうような言い方をしていますけど、なかなか各ご家庭でいろんな使い方がある中で、こうしてください、ああしてくださいというのはいろいろありますもので、基本的には下水道へつないでいただきたいというお話をさせていただいております。

以上でございます。

#### ○ 伊藤修一委員

具体例を出すと大体わかりやすくなって、やっぱりそういうふうな物の考え方というのがなかなか理解できやん部分が結構あるので、やっぱりそういう部分での説明なり、これからもきちっとやっていってもらわなあかんのかなと思うし。

それで、あと、まとまってお金を返すって、これ、例えば市営住宅とか、市のほうに返すんやろうか。

#### ○ 藤田管理部長

公団におきましては管理会社、そして、市営住宅においては自治会さんがまとめていただいておりますので、各自治会さんと連絡をとって、自治会さんへの会計に還付させていただくことになると思います。

#### ○ 伊藤修一委員

そういう部分では、そういうふうな自治会のほうで、それぞれ皆さん集金しておるでね。そのお金、そしたら、この次、返すとき、また説明せなあかんわな、それ、自治会さんは。これも大変な説明、全員に説明せんと、みんなまとめて会長さんに、はいつて渡されても、会長も困るかわからんで、どういうふうなそういう説明ができるのか、ちゃんとそこら辺までやっぱりきちっと対応してやってもらうように。

#### ○ 村山繁生委員長

あらかじめ共益費という。

#### ○ 藤田管理部長

市営住宅ですと、共益費を徴収して、そこからお支払いをいただいております。

すので、今現在、49使用者、全て、一応連絡をとってお邪魔して、また説明に上がらせていただきますので、そういった説明も含めてさせていただきたいと思います。

○ 伊藤修一委員

とりあえず、はい。

○ 三平一良委員

これ、法律に従って5年ということなんやけど、昭和45年以前から誤徴収をしていたケースもあるというふうなことを考えると、その辺を、5年分ではこれだけ、支払わないけど、四十何年にわたったらどれだけの金額になるのやというのは、計算してみえる。

○ 藤田管理部長

今回の案件で、昭和45年が一番古いやつですけれども、それからずっと今まで幾ら払っていただいたか、トータル額というのはちょっと算出はしてございません。ざっと先ほど、平成27年度で51万5000円ですので、全部が全部ではないですけれども、45年分掛けると、マックスの額でそれぐらいになるかと思います。

○ 三平一良委員

ということやな。

○ 藤田管理部長

済みません、使用料の単価が変わっておりますので、今申し上げたのはマックスの額ということで。

○ 三平一良委員

これは誤徴収ということやけど、数年前に、接続が不明確で、後日調整したというのがあるわな。あれもそうすると、5年ということで徴収したわけ。

○ 藤田管理部長

同じです。

○ 三平一良委員

ということやな。

それから、つい最近やと、市場の関係で何か、お金を返してもらったんやけど、利息を含めて返してもらっておるのやわな。これはどうなっておるのやな。

○ 藤田管理部長

返還に当たって、還付加算金をつけれるかどうかという算出は全部させていただいたんですけども、還付加算金、2000円以上が対象になりますので、それには今回当てはまるものがなかったもので、利息相当分は入ってございません。

○ 三平一良委員

2000円ってどういうこと。

○ 村山繁生委員長

利息が2000円。

○ 藤田管理部長

済みません、説明不足でございました。1件当たりの納付額に対して、利率掛ける日数で、2000円以上あった場合に還付加算金が発生しますので、その対象はございませんでした。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

○ 三平一良委員

そやけど……。

○ 小川政人委員

意味がわからん。今、5年間で2万8000円とか3万1000円とかあるが、2000円なのは、

月なのか……。

○ 村山繁生委員長

利息がでしょう。違うの。

○ 藤田管理部長

済みません、説明不足で。トータル額で2万8000円ですけれども、1納期ごとにすると、例えば700円ぐらいになるかと思います。その700円掛ける利率掛ける日数、その算出額が2000円以上超えておった場合に還付加算金が発生しますので、今回はなかったということでございます。

○ 三平一良委員

法に従って5年ということなんですが、法は5年やけれども、全国で5年以上、何年にもわたって還付しておるところがあるのやけど、そういう例は知ってみえますか。

○ 藤田管理部長

全国ベースで、自治体においてさまざまな取り扱いをしております。5年のものもあれば、10年、20年を適用しておるものもございますけれども、一応そういう状況は把握してございます。

○ 三平一良委員

いや、だから、法律は5年だけど、こちらで判断すれば、還付してもいいわけやわな。20年なら20年にわたって還付してもいいわけですね。

○ 村山繁生委員長

その判断が……。

○ 藤田管理部長

最高20年までの返還ということなんですけれども、それは、先ほど小川委員からのお話でもありましたように、国家賠償法の適用になった場合は20年ということで、今回の判断



においては、その対象には当たらないという判断をさせていただいて、地方自治法に基づく5年を適用させていただきました。

○ 三平一良委員

いや、だから、心あるところは、そちらの判断で、20年還付するということもあるわけですよ。でも、こちらとしては5年にしたと、決めましたということですね。

○ 藤田管理部長

そうです。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 小川政人委員

後でええで、還付加算金の計算の仕方だけ資料。

○ 村山繁生委員長

じゃ、よろしいでしょうか。

○ 伊藤修一委員

不納欠損について、大分収納を上げておろしておるのやけど、不納欠損だけ、またその金額、1000万円ぐらいずつ落としておると思うんやけど、結局、1年間で毎年1000万円という、水道も下水道も両方とあるんやで、その1000万円の、現年度は結構取っておると思うで、たまっておるやつやわね。過去のやつやわな。過去のやつで、結局、不納欠損で落とさなあかんだやつね。

それで、大口のやつで、結局、1000万円というのが、本当に小さいやつが積み上がったのか、この1000万円の大きなやつは、一体何が原因でこの1000万円の不納欠損になったのかとか、そういうのは、ちょっと口頭でもええで、わからんやろうか。

○ 飯田お客様センター所長

伊藤委員のほうから、不納欠損の内容についてお尋ねいただきました。基本的には、残念ながら滞納になった料金については、5年間の間に納めていただくような努力はこちらもさせていただくわけなんですけど、一応5年をめぐり不納欠損ということで会計上の処理をさせていただいております。

これは、ちょっと会計が違いますもので、水道と下水道と分けて数字を持っておるんですけども、例えば水道料金につきましては、平成27年度欠損で処理をさせていただいたのが1100万円ほどございます。

この中身なんですけど、まず、対象としては1000件ほど、頭数でございます。期月数といえますか、請求の回数といえますかね、これでいくと、大体2000件ぐらいのボリュームになります。中身的には、やはり多いのが、生活が苦しかったり、事業がうまくいっていないといったような部分、それから、中には市外へ転居されて、ちょっともうよう追いかけていない部分、それから、中には当然破産とか、そういった件もございますけれども、そういったものを含めまして、一応5年ということで、基本的には処理をさせていただいているところでございます。

#### ○ 伊藤修一委員

個人の部分は、ある程度の細かい部分はやむを得やんと思うんですけど、それでも、5年という時間は長いもんで、現年度はしっかり頑張っておるわけやで、結局、とごつていくやつが残って行って、落とさなあかんことになっていくわけやで、その5年間の初年度とかその次の年度ぐらいに、やっぱり初動というか、最初の対応をしっかりしてもらわなあかんと、個人が転居でいなくなるのは、ちょっと追っかけていくのも経費もかかるやろうけど、破産とか、そういうのはもう個人の問題というよりも、会社絡みで結局滞納というか、お金が取れやんだというようなことにもなっておらへんのやろうか。

#### ○ 飯田お客様センター所長

破産は、先ほど伊藤委員おっしゃられましたように、個人の場合もあれば、会社の場合もございます。おっしゃっていただきましたように、やはり未納が発生した時点で、いかに早いうちに手を打って、そこで料金を納めていただいて、後々に引っ張らないようにするかというようなところが非常に大事なところというのがございます。

ここについて、たまたま水道料金については――下水道は水道と一緒に頂戴しますので、

水道をメインでお話しさせていただきますが——滞りがふえてくると、停水といったようなこともありますので、そういったことで、そこら辺、お客さんの事情を勘案しながら、なかなか払っていただけないところについては停水といったことも含めて、早期に回収をするというような方針で今させていただいているところでございますが、そうは言うてもなかなか、生活が苦しい、けれども水を止められると困るというようなところについては、分割納付といったことにも応じながら対応しているところでございます。

以上です。

○ 伊藤修一委員

企業の大きなやつはなかったということでええの。

○ 飯田お客様センター所長

平成27年度についてはございませんでした。

○ 伊藤修一委員

まあ、そういう方針で、よろしくお願ひしたいと思います。

あと1個だけ、水洗化率の向上というのがずっと課題になってきておるのやけど、今ちよっと何か伸び悩んでおるような話も聞くんやけど、水洗化地域で、接続してもらわなあかんと思うのやけど、その辺でなかなか難しい人たちが結構みえる。そういう部分で、結局、いろんな滞納、受益者負担金の滞納とか、接続するのも大変やとか、いろいろ出てくると思うんやけれども、その辺に向けての対応とかは、どうやったやろうか。

○ 村山繁生委員長

水洗化率の向上、どなたですか。

○ 荒尾生活排水課長

水洗化率を上げるために、いろんなPR、下水道についてのPRですね。市民の方に対して相談会、今度は、9月25日と10月2日にもイオンさんの場所をお借りして、生活排水の相談会というのを設けさせていただいたり、あと、下水道になぜつながないのでしょうかということで、つないでいない方に対して、シルバー人材センターさんのほうへ委託を

しまして、一軒一軒アンケート調査をしたりして、なぜつないでいただいていないのかというのを把握して、その対策を練るために、いろんな補助金を設けたりとかというような対策を練って、今後も引き続きそういった活動を粘り強くやって、今回も、生活排水特集号というのを広報よっかいちの8月下旬号にも掲載させていただきまして、下水道につないでくださいというお願いした内容のものを広報したりだとか、させていただいたおります。

あと、いろんな工事をするのもお金がかかるということで、その辺の利息を補助させていただいたりとか、そういった活動もしております。

### ○ 伊藤修一委員

いろんなイベントに来てもらうのは意識の高い人で、つないでもらえやん人はずっとつないでもらえやん。それがずっと続いていくと、またいろんなことで、いろんな滞納とか、いろんなところにもつながっていくし、結局はもうピンポイントで、個人をとるわけではないけれども、シルバー人材センターが行ってもろうておるのやったら、シルバーさんだけやなくて、正規職員も一緒に行って、何とかそれをつないでもらうような魅力のあるような、魅力というか、本当につないでもらえるような仕掛け、仕組み、やっぱり啓発を工夫していってもらうのが、地道なことかわからんけれども、必要やないかなと思うやわね。

そういうところで、もうはっきり、早くから水洗化の工事が終わっておるところで、つないでもらわん人というのは大体決まってきた、しまいにはそれは空き家になっていたり、何だかんだになっていって、もうその次は老朽化が来たりとか、転出してどんどんいなくなってしまうとか、いろんなこともあって、結局、またそういうふうな、やっぱり社会資本とか、いろんなものが、お金が取れやんことでいろんなマイナスになっていくこともあるので、やっぱり水洗化率の向上については、引き続き汗をかいてもらって、努力をしてもらうようにまたお願いだけして、終わりたいと思います。

### ○ 村山繁生委員長

わかりました。

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

ないようですので、これより討論に入りたいと思いますが、討論ある方、ございますか。

○ 小川政人委員

もう議論しようと思わへんで、もう間違えておるとわかっておるのを認定するのは、議会としておかしいと思うので、これはもう不認定にするべきというふうに私は思います。議案第16号の下水道事業やね。下水道事業については不認定ということだという私の意見です。

○ 倭上下水道局事業管理者

済みません、ちょっとよろしい、そこら辺の考え方だけ。

今、小川委員が言われた不認定というところですよ、決算の数字が間違っておるところで。その会計の考え方だけ、ちょっと説明だけさせてもらっておいたほうがいいのかなということで手を挙げさせてもろうたんですけれども、確かに、あるべき数字としたら、本来、今回のミスというのは、やったらあかんものですので、本来あるべき姿というのは、先ほど言うた50万円低い数字なのかもわかりませんが、現実的に会計処理をしていく中で、例えば減免なんか年度をまたぐとか、今回みたいなミスがあつてはならないんですけれども、現実には起こるということはあると思うんですよ。

そういう意味で、一般会計もそうですけれども、公営企業会計につきましてもそうですが、まず、決算というのは、会計期間を設けて、1年間でというその前提のもとに、発生したものについて、その年度で処理するというふうなことになっています。

ですから、今回のこのミスについても、平成28年度予算の特別損失で、過年度損益修正損という形で処理をさせていただきます。ですから、過去に誤ったものを、平成28年度で過年度についての修正損ということで上げて、支払いをさせていただきますので、これがそういう形で、現実的な対応として、過去の誤りについては、そういう科目を設けて処理するという形に制度上なっているというところは、ご理解をいただきたいと思います。だから、制度上は間違いとは言えないのと違うかなと思います。

○ 小川政人委員

これが平成27年度3月までのことを言っておるのやで、28年度というのはもう新しい年度になって、それについて、過年度の余分に取り過ぎたという分を返すということについては、我々は何にも言わへん。平成27年度までに余分に取り過ぎたんだから、28年度で返そうということは、これは28年度の決算になるんやけど、それは、そのことについて、法律上認められておることであって、そのことに対して我々は何も言わへんけれども、27年度時点の決算としては、きちっと50万円、27年度単年度だけでいけば50万円やわな。5年間でいけば250万円の、ずーっと剰余金も皆狂ってくるんやけど、単年度だけでいけば、50万円間違いが、収益についても間違いが出てくるわけ。

そのことを否定する、不認定にすることによって、何ら決算に影響を及ぼすものでもない。一般会計もそうやけど、決算認定を不認定にしても、何ら法律上の問題は影響しやへんのやわな。それはあくまで不認定にしたということは、過去に間違い、この年度の決算は間違いでしたよという指摘をするだけで、また、指摘されたら、あなたのところはやっぱり間違いがあったんやなという、そういう認識を持ってもらうだけであって、そこは何も変わらへんもんで、予算と違うで、予算ならおかしいやないかと言って不認定したら、あんたらの給料、全部出やんとかという話になるんやけれども、一般会計でいけばな。だからそこは、僕はそういう認識でおるんや。

だから、何百億円の中の50万円だとしても、それは銀行と一緒に、公営企業としての信用をつくっていくという意味で、会計に誤りがあってはあかん。その誤りを指摘するだけのことであって、そんなに大して現実が変わらへん。

○ 村山繁生委員長

小川委員の意見はわかりました。

○ 諸岡 覚委員

今、討論の時間ですね。

○ 村山繁生委員長

討論です。

## ○ 諸岡 党委員

討論ということなので、小川委員にちょっと見解をお聞きしたいんですけども、ざっくり言うと、50万円取り過ぎていました、平成28年度で返しますという話で、50万円取り過ぎておった部分は正確にここに決算に記載をされているわけですよ。

小川委員がこれを不認定と言われると、そうすると、小川委員の言われる正確な決算書というのは、取っていなかったことにしてって、50万円マイナスにしておくと、そういう意味ですか。どうするのが正解やと言われておるのか、ちょっとそこがわからんもんで。

## ○ 小川政人委員

例えばね、これが1月ぐらいにわかったとすると、この決算書は皆変わるわけやわな、50万円返したとすると。そうすると、これ、修正しろよと言ったら、五十万何がしの金額をそこそこ営業収益とか、それから剰余金とか、いろいろ変わってくるでしょう、50万円。2月にわかって、2月にきちっと返したとすると、この決算書は違いますやろうということをお前は言っておるのな。

だから、今、わかったのが遅かったで、これが直されない、直すことが現実的にはできなくて、現実的にできなかった分を現年度で直して、過年度の間違いを修正するわけやから、過年度に間違いがなかったと言うんやったら、我々は、現年度で返すのを認められないというのが僕の見解な。

## ○ 諸岡 党委員

そうすると小川委員は、50万円マイナスにして、返したことにしておけということですか。どうするのがあるべき決算書という意味ですか。

## ○ 小川政人委員

50万円取り過ぎておる分を、取っていなかったほうが決算書としては正しいんやろうなと思う。それで、この平成27年度の決算が間違っていましたということで、28年度返さないよという、返しますわと言ったら、それはもう予算として返さないよということで、返すのがおかしいということにはならんもんでな。

## ○ 村山繁生委員長

平成27年度決算は決算で、私は合っておると思う。その見解がちょっと、小川委員ね、全て、ほかのことに関してもそうやけど、間違うておった、間違うておったと言われると。そやけど、そのときの決算は合っておる、気がついたのは平成28年度やから、27年度そのものの金額の決算は、私はそれで合っておると思うんですけど、私が言うてもあかんけど。

○ 諸岡 党委員

小川委員の見解は、ちょっとわからんところもあるけど、大体はわかったつもりですので、もう進めてください。

○ 小川政人委員

ちょっと待って、委員長にちょっと今言われたで、俺が間違うておると言わへんのやに。こっちが間違うておると言うてきたで、それは間違うておったら直さなあかんやないか、そして、今年度で間違った分は返さなあかんやないかということで、もしこれが合うてますと言うんやったら、返すなよって僕は怒らんなんわな。何で勝手に返すのやろうと思  
い……。

○ 村山繁生委員長

その辺の認識がちょっと違うんじゃない……。

○ 小川政人委員

言わんならんで、そこは……。

○ 諸岡 党委員

事業のミスと決算のミスとは別物ということ。

○ 伊藤修一委員

私はやっぱり、この取り過ぎがわかったのがいつの時点やったかという、平成27年度にわかっておって、これで、結局、今ごろ出てきたのかとか、今ごろ公表したのかと言うんやったら、これはちょっとまた話は別やけれども、きのうきょうって言い方はおかしいけれども、28年度になって、この瑕疵に気がつきましたということをおっしゃる以上は、



これは、27年度の話と28年度とは分けたほうが良いという、そういう考え方です。

○ 小川政人委員

わかっておいたら直るんやで、間違っておいたら言うて認めておるんやで、それは間違いであるということでしょう。だって、もっと営業収益が減るわけやから、当然正しい決算が行われれば、正しい会計行為が行われておいたら、事業も正しく行われておいたら、そんな誤って料金を賦課することはないわけやから、それは間違いだということ。

○ 村山繁生委員長

小川委員の意見はちょっと、一貫して平行線になるんやけど、本当は午前中に終わりがかったんですけども、まだいろんな意見がございますか。あります。

○ 荻須智之副委員長

平成27年度、3月31日の時点では誤りがわかっていなかったということで、決算はそれを報告していただくわけですよ。であれば、まあ、それで。

その時点で、小川委員が言われるように、認めよっていうんやったら、未払い金で上げようかということなんですけど、その時点では、未払い金ということは気がついていないですから、やはり事実としては、決算は、平成27年度はこのままで、28年度で修正というのは、時系列で言うても自然なような気がすると思います。

○ 村山繁生委員長

じゃ、一応、討論、出尽くしましたので、それでは、採決に入っていきます。

議案第13号と議案第14号は、反対意見もなかったようですので、簡易採決で行います。

まず、議案第13号平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）、特別会計、農業集落排水事業特別会計について、上下水道局所管部分につきましては、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）、特別会計、農業集落排水事業特別会計について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

続きまして、議案第14号平成27年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第14号 平成27年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

それでは、議案第16号につきましては、反対討論もございましたので、採決を行いたいと思います。

議案第16号平成27年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○ 村山繁生委員長

賛成多数で、議案第16号平成27年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定については、認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第16号 平成27年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、最後に、議案第13号、第14号、第16号について、全体会に送るべきものがございましたらご発言願います。

○ 小川政人委員

今の議案第16号、下水道事業会計における下水道使用料について、全体会に送ってほしいというふうに思います。

○ 村山繁生委員長

それでは、他にございませんか、全体会に送るべきもの。

(なし)

○ 村山繁生委員長

ないようですので、全体会に送るか送らないかを採決すればいいわけですね。

それでは、全体会へ送るべきと、今の小川委員の意見でございますが……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

理由は何回も聞いた。

○ 諸岡 覚委員

そうやなくて、全体会に送る条件というのは、附帯決議をつけるか、何とかと何とかつ

て、三つあったような。それに該当して、全体会に。

○ 村山繁生委員長

そういうことですね。附帯決議を付すべきもの、複数の分科会に係る事業、分科会で結論に至らなかったもの、この三つがあるんですが、どれに。

○ 小川政人委員

不認定。

○ 村山繁生委員長

不認定ということは、でも、これ、一応認定されたわけやで。

○ 小川政人委員

それは分科会での話で、全体会で初めて結論が出るんやで。

○ 村山繁生委員長

それでは、全体会へ送るべきか、採決、お諮りしたいと思います。

この議案第16号平成27年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定のうち、下水道使用料について、小川委員のご意見に対して、全体会に送るのに賛成の方は、挙手を挙げてください。

(賛成者挙手)

○ 村山繁生委員長

2名。賛成少数によって、全体会に送らないことに決しました。

じゃ、以上で上下水道局の審査は全部終わりました。お疲れさまでございました。

○ 村山繁生委員長

ちょっと、昼、おしましたので、午後の再開を1時15分とします。

12 : 17 休憩

---

13 : 15 再開

○ 村山繁生委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費

○ 村山繁生委員長

それでは、次に、環境部の審査を行ってまいります。

まず、部長のほうから、どうぞ。

○ 川北環境部長

環境部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

環境部のほうからは、決算常任委員会都市・環境分科会といたしまして、平成27年度の決算についての審査をよろしく願いしたいと思います。都市・環境常任委員会といたしましては、議案といたしまして、パッカー車でございますが、動産の取得が1件、それから、協議会及び所管事務調査のそれぞれ1件でございます。たくさんございますが、的確にご説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第13号平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費について、審査を行います。

まず、追加資料の説明を求めます。

## ○ 市川環境保全課長

環境保全課の市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、タブレット端末及び配付させていただきました資料の都市・環境常任委員会関係資料、そのうち、決算常任委員会都市・環境分科会追加資料をおあげください。

まず、1枚めくっていただきまして、目次をご覧ください。

先日の議案聴取会でご依頼のありました資料につきまして、順次、環境部といたしまして、大きく七つの項目に分けて担当所属よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

1ページをおあげください。外来生物分布調査の結果と、その結果を活用した市の取り組みの方向性についてご説明を申し上げます。

(1) 事業の目的についてでございますが、環境省におきましては、特定外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保等に資するため、平成17年に外来生物法を施行し、特定外来生物の飼育や栽培、運搬、野外への放出等を規制いたしました。

また、平成27年には、環境省、農林水産省、国土交通省3省の連名で、外来種被害防止行動計画というものを定め、外来種対策の推進を行っているところでございます。

一方、本市につきましては、四日市市環境計画の中で生物多様性の確保を位置づけておりまして、その一環として、特に生態系に大きな影響を与える外来生物、以下にお示しました6種についてでございますが、その種を対象に、平成26年度に調査対象生物とその調査結果を検討し、その結果に基づき、平成27年度に分布状況等の本調査を実施したところでございます。

委託先につきましては、(2)の四日市自然保護推進委員会でございます。

事業費につきましては、99万円余りでございます。

(4)の調査内容についてですが、文献調査、またアンケートの調査、現地調査を実施していただいております。

(5)結果といたしましては、下の表にもございますアレチウリ、オオキンケイギク、オオフサモ、アライグマ、ヌートリア、セアカゴケグモについての分布状況、調査結果を次の表のとおりまとめさせていただいております。

また、3ページ、4ページには、聞きなれない動植物もございますので、わかりやすく写真を添付させていただいております。

右の2ページの参考、オオキンケイギク分布図というのを載せさせていただいてございますが、市内のどのあたりに特定外来生物が多く分布しているのか、おおよそ大体は色でわかると思いますが、緑、黄色、赤に従って生育分布が多い状況ということでございます。

続きまして、(6)市の方向性についてでございます。特定外来生物の種類によっては、地域によって分布の差はございますが、ほぼ全域に広がっているような状況でございます。生態系の保全及び生活環境への被害を防止するために、これまでも広報よっかいちの特集号で啓発するなど、ポスターやチラシを作成し、ホームページによる注意喚起を行ってきたところでございます。また、今回の分布調査にあわせ、市民からの目撃情報を募集するチラシを各戸配布し、情報の収集に努めてまいりました。

今後につきましても、外来生物調査の結果を活用し、分布状況の多い地域に対しきめ細かな啓発を行うなど、より効率的な駆除や分布拡大防止に向け、市民、自治会等への協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、アライグマ、ヌートリアにつきましては、平成27年3月に四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画を策定いたしまして、市民からの情報があった場合には、今年度からは商工農水部と連携の上、積極的な駆除に努めてまいっておるところでございます。

なお、平成27年度の調査におきまして、特定外来生物であるオオカワヂシャ——写真の⑦でございますが——それについて市内で分布域が拡大しているということが判明いたしました。また、ウシガエルとかブラックバス、ブルーギル、カダヤシにつきましては、現況が把握されていない状況であります。今後、より具体的な分布状況の把握が重要であることから、追加調査を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、5ページをご覧ください。公害健康被害補償等事業費における一般経費についてご説明を申し上げます。

平成27年度の一般経費決算額は、1446万円余りでございました。

(2)内訳といたしましては、①でございますが、公害認定患者の認定更新及び見直しに係る検査料等でございます。これは、認定患者さんが肺活量やレントゲン検査、血液検査などの医学的検査をしていただいております、その費用についてでございます。決算額については記載のとおりでございます。

②、公害診療報酬審査委員会への委員報償費についてでございます。認定患者の方々医療機関において診療を受ける際に、ぜんそくに起因して薬が適正に投与されているのかなどについて委員に審査していただくための委員への報償費でございます。決算額は以下

のとおりでございます。

③、補償給付事務処理システム運用に係る経費についてでございます。これに関しては、公害患者医療給付事務システムの定期的なシステムの点検に係る経費でございます。決算額につきましては以下のとおりでございます。

④、認定患者等への通知等に係る経費、これは郵送料です。認定更新や見直しを行っていただく際に、医療機関へいつ診察してくださいよといったさまざまな通知を行うための郵送料でございます。

⑤、各会議等への出席に係る経費、旅費についてですが、認定審査会等に出席いただくための委員への旅費でございます。

⑥、備品購入に係る経費についてでございます。プリンターを2台、平成27年度、購入させていただいております。

⑦、その他経費といたしまして、慰霊祭の開催費用や事務用品等の消耗品費、印刷製本費等でございます。決算額に関しましては、以下のとおりでございます。

私からは以上でございます。

## ○ 岡田四日市公害と環境未来館副館長

続きまして、同じ資料、6ページをご覧ください。6ページ、7ページでご説明をさせていただきます。

四日市公害と環境未来館への来館者について、それから、海外からの来館者の実態、対応状況等々について、6ページ、7ページでまとめ、資料を作成いたしました。

まず、6ページ、(1)でございますが、来館者の状況でございます。この表のとおり、小中学校157校、それから、一つ飛ばして、一般団体208団体等々で、来館者数は、以前ご報告しました平成27年度、7万1143人ということでございます。

表の下の丸でございますが、学校団体の受け入れとありますが、小中学校の状況でございます。公立でございますが、市内38校全て、それから、市外は43校、うち県外3校ということでございます。このほか、博物館、プラネタリウムへの学習を目的に来館された小中学校、これが76校でございます。ちなみに、県外3校というのは、京都府、それから滋賀県、それから愛知県の1校ずつでございます。

その下、一般団体の受け入れでございますが、これが先ほど申し上げました208団体の大体の種別でございます。市内の地元の自治会さんを初め、企業、研修として、それから



環境団体、それから議会や行政関係者、海外からの視察等もございました、ということが概要でございます。

続きまして、2番、そうしたら海外からの視察等はどういったものかということで、資料請求がございました。

文よりも、この表を見ていただきたいと思います。平成27年4月16日から、ベトナムのホーチミン国家政治学院の方30名を初め、地球環境塾——これは市の主催でございますが——次世代を担う若者14名、それから、一番最後は中華全国青年連合訪日団、中国から24名ということで、合わせて353名、17団体の方々にお越しをいただきました。解説をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

そうしたら、その外国人の方々へはどういう対応をしたのかということでございますが、団体のご来館者に対しましては、インカム——トランシーバーみたいなものですが——を随行する通訳の方が発信器を持ち、その参加者、団体の研修の方々が受信器を耳に当て、随行する通訳を介して解説を行いました。それとともに、2行目の中段でございますが、より詳しく展示を見ていただくために、中国語、英語に対応したタブレット端末を必要に応じてお貸ししてご覧いただいております。

また以降ですが、来館の前後でございますが、パソコンの画面上で確認いただけるように、バーチャルツアーをホームページ上で紹介しております。これは、英語、中国語、韓国語で、平成27年度に対応をいたしました。

なお以下ですが、平成28年度、今年度のことも言うておりますが、英語対応可能な臨時職員を配置しております。外国人への解説、それから、ほかどこへ行ったらいいんやという諸所の案内、そういうご案内もありますので、サービス向上に努めてございます。

(4) 今後の外国人来館者、リピーター誘致への考え方ということでございます。今後もしICE TTの研修員を受け入れさせていただきますし、それを初めとして、先ほどございました海外からの訪日団なども受け入れ団体を通じ、今まで来ていただいております方には、継続的な視察の受け入れにつながるよう、丁寧な解説とお願いをしております。

なお、平成28年度からは新たに、JICAや民間の研修機関がございます、外国から将来を担う若者を研修するという、そういう民間の機関がございますので、その研修プログラムに当館を組み込んでいただくように、誘客の活動をして、より多くの方々にご来館いただくというふうに努めております。

6 ページ、7 ページは以上でございます。

## ○ 伊藤生活環境課長

生活環境課の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、引き続きで8 ページをまずご覧ください。

まず、4 番の生活環境課歳入ということで、火葬場でありますとか、葬祭棟のほうの使用料関係で、どんな感じになっておるのやということでの資料請求がございましたもので、ここ5 カ年の歳入についてお示しをさせていただきました。大体、この四つの歳入で、1 億数千万円程度で推移をしておる状況でございます。

この充当先につきましては、主要施策実績報告書の117 ページに北大谷斎場管理運営費と墓地管理運営費という事業がございます。そちらのほうへのその他特財ということで、内数として上がっております。

続きまして、済みませんが、9 ページでございますが、資源集団回収助成金の制度改正についてということでご説明申し上げます。

資源集団回収につきましては、(1) で事業目的がございます。ごみ減量と資源有効利用の促進を図るという目的と、あと、地域社会づくりに資するということを目的に制度を開始しております。

そして(2) で、平成27年度に制度改正をいたしました。2 行目でございますが、本来、本制度の目的に沿わないような形の回収実施方法が見られたことから、制度の運用を適切に行うということで、平成27年10月から制度の施行を行っております。

主な改正点といたしましては、3 番で丸二つございますが、市が資源を収集する日と同じ日にごみの集積所に出されたものについて、再生事業者が集団回収と称して回収する場合がありますとか、自宅前に出された資源を再生事業者が集団回収と称して回収する場合、この2 点については、明確に助成金の対象とならないという形でさせていただいております。

そして、この制度改正によります効果という形になるかどうかあれですけれども、(4) で、助成金が平成23年度から26年度までは1800万円程度で推移しておりましたが、27年度で1400万円ということで、対象とならないような形になってきたものが400万円程度あるのではないかというふうに考えております。

続きまして、10 ページでございますが、新総合ごみ処理施設の建設に伴う周辺環境整備

事業ということでお示しをさせていただいております。この2月定例会議会で報告させていただいた形を決算版に直させていただいた形でお示しをさせていただいております。

まず、(1)につきましては、以前、議会にお示しさせていただいた3億5500万円の数字に対する決算上の数字というふうになっております。ただ、上から三つ目の垂坂1号線の関係につきましては、国の補助の関係等ございまして、未実施という形になってございます。

そして、(2)ということで、北部清掃工場の関連周辺環境整備事業ということで、平成19年度から27年度につきましては実績額、そして、28年度につきましては予算額という形でお示しをさせていただいております。

そして、平成27年度の873万4000円の内訳といいますか、中身的には、米洗川の複断面化工事で約700万円ほど支出させていただいております。それ以外につきましては、水路清掃でありますとか、除草作業をさせていただいております。

そして、続きまして11ページでございますが、北部墓地公園の指定管理モニタリングの事業収支についてということでございます。現在、指定管理者につきましては、株式会社翔和が平成26年度から30年度ということで契約をいたしております。事業収支につきましては、平成26年度がマイナスの38万3000円ほど、そして、27年度につきましてはプラスマイナスゼロという形になっております。

説明は以上でございます。

## ○ 岡田四日市公害と環境未来館副館長

口頭でのご説明をさせていただきたいことがございます。

エコパートナー登録件数が目標をなぜ達成できなかったのかということ、主要施策実績報告書で前回ご質問いただきましたので、達成できなかった理由と、それと今後の対応方針ということで、主要施策事業報告書の114ページでございます。失礼しました。

114ページの四日市公害と環境未来館の表の中の指標の中の一番下、エコパートナー登録件数100団体以上という目標に対して、51団体、少なかったなということの理由と今後の対応ということでよろしいでしょうか。

これにつきましては、エコパートナー登録制度は、従来の環境活動団体だけでなく、市民とか、あるいは企業などにも範囲を広げるということで、環境分野における協働、そういう主体を、裾野を広げるということで、環境学習、活動の充実を図ることがこの

制度の趣旨でございます。

目標100団体以上に対して、平成27年度は51団体、うち、市民活動団体というのは36団体ございました。コンビナート企業は4団体、その他の企業は6団体ということで、企業で言いますと10団体、市民活動団体36団体、あるいは、もう一つ、市民というのが5人おみえになりました。足して51団体ということでございます。

なぜ目標に至らなかったのかということでございます。ここからご説明でございますが、既存の市民活動団体に登録制度のアナウンスを、初年度ですが、行いました。ということで、その市民活動団体は、先ほど申し上げました36団体ございましたが、初年度であったということで、制度の情報が行き届かなかったということが考えられます。

制度というのは、実は、エコパートナーに登録していただきますと、じばさん三重の2階に活動室というのがございまして、そこが無料で使えたりというメリットもございます。こういったところのアナウンスが少し行き届かなかったということで、目標に至らなかったのは、初年度、情報が行き届かなかったということと考えております。

今後どうしていくかということでございますが、今年度、4月以降に5団体はふえております。そして56団体ということになっておりますが、まだまだ、企業、事業者の方々の登録は伸びておりませんので、これから登録制度の紹介と、それから、先ほど申し上げましたメリットを書いたチラシをつくったり、今現在はホームページでアナウンスはしておりますが、より行き渡るようにチラシをつくって、各地区市民センターに例えば置く。ホームページだけでなく、そういう活動をする。

それから、企業、事業者の方々については、その集まり、環境活動についての会議があれば、そこにお邪魔して、こういった制度の、あるいは制度のメリットのアナウンスをしていきたい。

今後も、多くの方々に登録制度のアナウンスをしていきたいということで、目標につなげていきたいという今後でございます。

以上、ご説明でございます。

## ○ 伊藤生活環境課長

あともう一つ、私のほうから口頭で説明をさせていただきたいことがございます。

決算常任委員会資料の環境部の2ページ、3ページをご覧くださいませでしょうか。上から八つ目で、斎場管理運営費の中で、330万円の不用額を出しております。その理由等

について、もう少し詳しい説明をということでしたもので、説明を申し上げます。

寺方町のほうに斎場がございまして、その解体設計を行うに当たって、地元、この斎場の隣に地元の墓地もございまして、その中で地元との調整がなかなか上手に進まなかったということで、実際にこの不用額を出してしまいまして、申しわけなかったというふうに考えております。

説明のほうは以上でございます。

#### ○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。追加資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、ただいまより、追加資料を含め、質疑、意見をお願いいたします。

#### ○ 諸岡 覚委員

今説明していただいた追加資料のところの外来生物のところ、どこかに自治会等に依頼をして分布を抑えていくみたいなのが書いてあったと思うが、ちょっと資料がわからんようになった。

(6) ですね。今後、より効率的な駆除や拡散防止に向け、市民、自治会等へ協力を呼びかけるということになってはいますけれども、効率的な駆除や分布拡大防止というのは、もう効率的な手法というのはできているんですか。

#### ○ 市川環境保全課長

ここに記載させていただきましたのは、例えば、特に植物について書かせていただいております。オオキンケイギクとか、非常に見た目はきれいなんですけど、種なり、地下茎でふえたりするということで、できれば、まだ今年度はお願いはさせていただいていないんですが、地区でよく除草作業とか、例えば、家の中の庭、自分のところの敷地の除草もされると思うんですけども、チラシとか、そういうところを多く配らせていただきながら、こういう植物は特定外来植物なので好ましくないよというのをさらに詳しく徹底させていただきながら、適正に駆除に当たっていただきたいという意味合いで、このように記載させていただきました。

#### ○ 諸岡 覚委員

これは植物だけですね、今の話は。

○ 市川環境保全課長

はい、そうです。

○ 諸岡 党委員

そうすると、外来の生物、植物も生物やけど、生き物——植物も生き物か、何と言うたらええんや——哺乳類とか昆虫についてはどうなんですか。

○ 市川環境保全課長

特定外来生物、ここの表にございますアライグマ、ヌートリア、セアカゴケグモについてだと思えますけれども、アライグマに関しましては、目撃情報、捕獲駆除というのを随時受け付けまして、市のほうで30基、おりを設けまして、その依頼に基づき、おりを設置し、駆除に当たっていると。ヌートリアも同じく、そのような対応を行っておるところです。

また、セアカゴケグモにつきましては、セアカゴケグモがおるよという通報をいただいたときには、原則、我々が現地に出向いて、住民とか、施設管理者とともに、セアカゴケグモの駆除方法を伝えたり、協力を得ながら駆除に当たっておるということでございます。

○ 諸岡 党委員

そのアライグマとかヌートリアの捕獲器30基の稼働率というのは、どんな感じなんでしょうか。

○ 市川環境保全課長

今年度当初から30基に増設したわけですがけれども、もう今二十数基出ておりまして、順次、予約に基づいて設置を行っておるところでございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、ほぼ、大体、頼めばすぐ借りれる状態ではあるということですね。足らんという状況ではないわけですね。

○ 市川環境保全課長

現時点では、30基確保しましたので、平成27年度につきましては、個数が十数基しかなかったものですから、なかなか住民対応できなかったという状況ですが、28年度、約20基増設しましたので、現時点では、今のところはもうご要望にお応えできるという状況でございます。

○ 諸岡 覚委員

ちょっとごめんなさい、前、ちょっと個人的にお聞きしたことがあったんですけども、例えばアライグマやヌートリアの被害にあって、自分ではよう捕まえやんから、例えば、よくチラシなんかに入っているまの便利屋さんみたいところに頼んで、捕獲をしてもらったというケースがあるわけですよ。その捕獲したときのアライグマ、ヌートリアの処分というのは、今の状態だと、その捕まえた市民が、自分でお金を払って処分しやなあかんという状況やったと思うんですけども、その説明、ちょっといただけますか。

○ 市川環境保全課長

平成27年3月に四日市市のほうで、アライグマ・ヌートリア防除実施計画を策定したというふうにご説明させていただきましたが、基本的には、その防除実施計画に沿って、我々のほうに登録をいただいております方が捕獲、駆除に当たるというところで、住民の方はなかなか狩猟免許も持ってございませんし、アライグマは非常に凶暴だというところで、そのあたりは、我々、今、猟友会のほうに、年間委託契約ということでお願いしておりますけれども、猟友会のほうが現場に出向いて、捕獲、駆除をしていただいておりますので、極力、私どものほうへ、市のほうに駆除要請をしていただければというふうに考えております。

○ 諸岡 覚委員

猟友会さん以外の方が捕まえた場合は、それは、その捕まえた市民が悪いんやで、自分でお金を払って処分しなさいという話になっておるわけでしょう、今。

○ 市川環境保全課長

防除実施計画の制度上、やはり我々に登録をしていただいて、なおかつ、そのおりの番号なんかもきっちりつけさせていただいて、そのおりで捕獲したものに限ってというふう  
に防除実施計画に定めてございますので、原則、そのように、我々のほうに駆除依頼を申  
し込んでいただきたいというふうを考えております。

○ 諸岡 党委員

だからね、市民のみんながそれを、そういう決め事をきっちり認識しているわけでもな  
いし、その周知は当然していかなあかんのやけれども、結果として捕まえた市民に、それ  
はあんたが勝手に捕まえたんだから、あんたのお金で処分しなさいというのが現状なわけ  
でしょう。それはちょっと、余りにも無体な話なんじゃないか。

今、一生懸命、市が、自治会にまで依頼して、駆除をしよう、拡散防止しようとしてい  
るのに、捕まえてしまった市民に対して、あんたが自分のお金を払って処分しなさいとい  
うのは、ちょっとどうなのよって思うんだけど、いかがですか。

○ 村山繁生委員長

その辺はいかがですか。

○ 市川環境保全課長

そういう市民の方、いらっしゃるといところで、非常に、周知徹底不足というのは、  
私どもの反省点ではございますが、今後、そのあたりはしっかり、市のほうに駆除要請を  
していただいて捕獲していただくように、お願いをしていきたいというふうを考えており  
ます。

○ 諸岡 党委員

そうじゃなくて、例えば、わかりやすい例えで言うと、私が夜散歩しておるわけですけ  
れども、アライグマもよく見かけるわけですよ。アライグマを見つけたもんで、たまたま  
ちょっと棒でたたいてみたら、ええところに当たって死んでしまいましたと、例えばね。  
例えばの話ですよ。

この場合、私は、アライグマの処理を、自腹で払って処理しやなあかんわけじゃないで  
すか、今の状況だと。それがちょっとおかしいんじゃないかという話なんです。周知云々



の問題じゃなくて、結果として捕まえてしまった市民がもしいたのであれば、それは、市がありがたいと言うて、別にそれで謝礼を払えと言うつもりはないけれども、処分ぐらいは、市が無料でしてあげてもいいんじゃないかという話なんですよ。

#### ○ 市川環境保全課長

特異的な例だとは思いますが、今、委員が言われたそういった場合には、市のほうにおっしゃっていただければ、我々が猟友会の方をお願いして、そのアライグマを引き取って、処分をさせていただくということになろうかと思えます。

#### ○ 諸岡 覚委員

その延長線で、最初に言うたように、例えば自宅の倉庫とか車庫とか蔵とか、本家でもいいですよ、アライグマなんかは——ヌートリアがすみつくことはないけど——すみつくケースがあるわけですよ。

それで、市に頼めばええとか、そういう知識もない人が、いわゆるまちの便利屋さんみたいな、そういう業者さんに頼んで捕まえてもらうというケースがあるわけですよ、実際に。それ、捕まえたときに、業者さんは捕まえるまでは仕事だけれども、これ、捕まえたで、はい、諸岡さん、これ、置いておきますねって、アライグマをもろうても困るわけですよ。ほんで市に電話すると、それは、お金を払って自分で処分してくださいって話になるわけじゃないですか、今。それはおかしいんじゃないのかって話なんですよ。

駆除対象の動物を、理由のいかんは問わず、市民が捕まえた、あるいは殺傷したのであれば、本来、駆除対象の生き物なんだから、それは市がちゃんと無料で処分してあげればいいじゃないですか。

それで今、手法はいろんな手法があるようにしても、偶然であろうが、意図的であろうが、とにかく結果として、市内で駆除対象の動物を捕まえた、確保した市民に、勝手に確保したんだからあなたが自腹で処分しなさいという現状は、おかしいんじゃないかという話なんですよ。

#### ○ 村山繁生委員長

実際、そういう現状なんですかね。

## ○ 市川環境保全課長

基本的には、野生哺乳類ということになりますと、有害鳥獣捕獲許可証というのが必要になってこようかと思えます。ですので、業者が捕まえることに関しましては、恐らく、その有害鳥獣捕獲許可証を市の担当部署に申請していただいて、その手続の上、捕獲していただくことになるのかなと思えますので、その時点で、担当部署が、アライグマの捕獲許可ということであれば、市の環境部が事業でやっておるのでという紹介をしていただけますので、恐らくそういうことはないのかなと思えます。

## ○ 諸岡 覚委員

いや、実際、そういうことはあるんですよ。いいですか。理屈はおっしゃるとおりなんですよ。

本来、計画を立てて、許可証を持った人が適正な手法で捕獲をして、殺処分をしていく、これが本来あるべき姿なのかもしれないけれども、世の中というのはそんなに理想どおりには動いていないし、たまたま倉庫の中にアライグマが入っておるのを見つけたもので、横にあるくわでかんかんかんとたたいてやってもうたというケースもあるし、自分ではよう捕まえやんで、近所のまちな便利屋さんみたいな業者に、そういや日曜日にチラシが入っておったって電話して、それで捕まえてもらったというケースもあるわけですよ。それは、じゃ、その市民が無許可で違法で捕獲したから、あなた、犯罪ですって、そんなことは言えないでしょう、現実に。

実際、手法はともかくとして、経緯はともかくとして、結果として駆除対象の動物を捕獲するということは想定されるし、実際、年間、数は少ないだろうけど、あるわけですよ。そのときに、今の行政は、それはあなたが勝手に捕まえたんだから、あなたのお金で処分しなさいと言うておるわけですから、駆除していこう、駆除していこうって市民に呼びかけておる割に、駆除した市民に余りにも冷たいんじゃないか。そこはせめて、別に報奨金を払う、買い取れって、そんなつもりはないけれども、処分料ぐらいは、市で無料で処分してあげてもいいんじゃないかということなんです。私の言うておること、そんなに無茶なおかしなことではないと思うんですよ。

## ○ 北住環境部理事

理事の北住です。

先ほどから課長が説明していますように、アライグマ、ヌートリアにつきましては、平成27年3月に防除実施計画を立てました。それまでは、アライグマであっても、有害捕獲ということで、捕獲の許可が要ります。さらに、その許可をするために、おりを仕掛けるには、おりの免許が要ります。そういった中で、猟友会のほうにお願いをしてやってきていました。

その後、なかなかすぐに対応できないということで、この防除実施計画に基づきまして、即時対応ができるような形をとらせていただきました。

それまででも、実際、委員おっしゃるようなケースも、まれにはありましたけれども、実際ございました。そういったときには、商工農水部の担当職員でありますとか、環境部の職員が行って対応させていただいたというケースも中にはございますので、ちょっとあんまりはっきりとは言いにくいんですけども、そういったケース、もし捕まえてしまったとか、何か殺してしまったとか、そういうことであれば、処分のほうは市でも対応ができるのかなというふうには思っております。

ただ、委員おっしゃったような、業者に頼んで全部処分までしてもらって、お金も払ったもんで、その業者に払ったお金を何とかしてほしいということについては、ちょっと今対応できていない状況ですので、それはちょっと難しい状況ですが、もし、小屋に入っしもうて、閉じ込めてしもうたので、そこを何とかしてほしいとか、そういったことであれば、ケース・バイ・ケースになるとは思いますが、できる限りの対応ができるような形をとろうと思っておりますので、対応させていただきたいと思っております。

## ○ 諸岡 覚委員

私の知っておるケースで、そうやって、手法はともかくとして、捕まえて自分で殺傷したと。その死体、どうしたらええのかと思って市に問い合わせたら、保健所やったか処分場やったかちょっと忘れたけれども、自分でお金を払ってと言われたというケースもあるわけですよ。

それならそれで、市役所内、きちんと徹底していただいて、少なくとも捕まえた市民に負担をかけるようなことはないようお願いをしておきます。

以上です。

## ○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。ないですか。

#### ○ 伊藤修一委員

資料で出してもらってお願いした部分で、まず、四日市公害と環境未来館が1年頑張っ  
て、産みの苦しみにやっとなんと育てていただいて、1年経過してきてということで、特に外国  
からの方の対応ということで、いろいろご苦労とか、工夫をしていただいているのがよく  
わかるんですが、資料を見ると、やっぱりアジアの方が結構みえるみたいで、そのアジア  
の方というのは、やっぱりこういうふうな環境の問題も、これからいろんな意味でニーズ  
が出てくるんじゃないか、関心もあるんじゃないかなという、そういうことも考えられる  
わけで、そうすると、例えば、英語の対応とか、中国語の対応と2カ国はやっていただい  
ているけれども、もっと幅広く、タブレットも含めて、アジアの人の言葉の対応は検討さ  
れなかったのかどうか。

それから、バーチャルツアーのやつも、英語、中国語、韓国語と、これもありがたい、  
ないよりあったほうがいいし、これも大きなツールなんやけど、英語、中国語、韓国語、  
3カ国語にまたこれも限定されておるもので、これも絞らずに、もっとふやしていく考え  
方はなかったのかなということもちょっと気になってはおるんですけども、その辺はど  
うですかね。

#### ○ 岡田四日市公害と環境未来館副館長

簡単にお答えさせていただきますと、今、現時点で、1年半経ちました。来ていただく  
方は、ほぼ外国の方は英語、国際共通語というか何というか、どこからのお国の方も英語  
での研修の方が多いです。ということで、今、委員ご指摘のところは、もっと多くの母国  
語というか、外国語に対応するということは、正直、現時点では、対応できておるのか  
なって思っています。

それと、韓国語をバーチャルでふやしたのは、やはり日本へ、これは観光という、イン  
バウンドといいますか、そういったところで来ていただいているのが、やはり韓国の方々  
も多いということで、一つ、平成27年度のバーチャルについては、韓国語をふやしたとい  
うふうな現状でございますが、全く問題意識がないということは思っておりません。今後  
対応を、いろいろ誘致、誘客をしていく中で、必要になってくれば対応していかないかん  
かなとは、それは思っております。

現時点では賄っておれるかなというお答えと、それと、今後は、必要であればしていかないかなかなということも、一方で考えておるといことは思っております。

#### ○ 伊藤修一委員

外国との関係が、やっぱり、四日市市独自でも、いろんな外国との交流とか、いろんな企業さんも含めてやられたり、それで、他都市も結構、アジアだけじゃなくて、アフリカまで広げるとか、すごくこれからの戦略を持って、いろいろ対応されている事例があるので、四日市公害と環境未来館だけでいろんな物事を考えるのやなくて、ぜひ、政策推進課も含めて、国際的な部分で、何か、そういうふうな、これが四日市の役に立つような、また、将来的に、そういうふうな国際的なシンポジウムとか、何とか宣言とかね、四日市の名前を入れてもろうて、そんなものができたら、それはもう夢のような話やけれども、やはりもっと大きな視点で、外国との関係をつくれるような考え方も、初年度は、私もそれは初年度やと思うんやけど、英語だけにこだわらず、何かそういう考え方をぜひ持って、ぜひともリピーター化、また新しい人の誘致に取り組んでもらえたらどうかなと、そういうふうなことを思っておりましたので、ちょっと要望だけさせていただきました。

#### ○ 村山繁生委員長

要望ということで。

他にいかがでしょうか。

#### ○ 加藤清助委員

資料の一番最後になりまして、指定管理者の翔和というのかな、平成26年度から30年度の指定管理で、26年度と27年度のを出していただいているんですけど、私が何でかなと思って首を傾げたのは、事業者が出してきた実施計画と事業者が事業の結果を報告した数字が、26年度は38万円ぐらいの事業者としては赤字だったと言うんだわね。27年度は1円も残らずにといいか、ちょっぴりプラスマイナスゼロというのは、これは偶然と理解しているの。

#### ○ 伊藤生活環境課長

事業者のほうから、プラスマイナスゼロということで出てきておりますもので、たまた

まといいますか、ゼロになったのかなというふうには考えております。

ちなみに、平成23、24、25年度、過去さかのぼった3カ年につきましては、ちなみにプラマイゼロというのはなかったです。多少でこぼこはありますが、ちょっと黒字になったり、ちょっとマイナスになったりというような状況でございました。

○ 加藤清助委員

これは、ほうすると、こういうような決算というか、項目というか、科目の数字のペーパーをもらうだけがモニタリングなんですか。

○ 伊藤生活環境課長

はい、そのとおりでございます。

○ 加藤清助委員

そうすると、例えば消耗品で、何を幾らで買って、この年間の数字になったというのは、市は知らないよということやね。

○ 村山繁生委員長

その辺の細かいチェックはどうなんでしょうか。

○ 伊藤生活環境課長

申しわけございませんが、そこまでの細かいチェックというのは、しておらない状況でございます。

○ 加藤清助委員

それが、30、40ある指定管理者のモニタリングチェックの基準で、ほかの課もおんなじレベル水準ということですか。

○ 伊藤生活環境課長

そのとおりでございます。

○ 加藤清助委員

あと、これ、平成26年度からの指定管理なんですけど、26年度と27年度の指定管理料は、なぜ年度によって指定管理料が違うの。普通、5年とかで割った指定管理料にならへんの。

○ 伊藤生活環境課長

特に北部墓地公園の場合、例えば、管理料をいただくのが3年に一遍という形で行っておりますもんで、そういったときに、3年に一遍は、高い波といいますか、経費的にかかるような年度が来るといふふうになっておりますもので、毎年度同額という形にはなっておらないというふうに考えております。

○ 加藤清助委員

ちょっとよくわからんけどね。

あとは、前の10ページの新総合ごみ処理施設の周辺環境事業費の下のほうの(2)の、ずっと地元というのは、地元の何とか垂坂自治会という地元でいいんですか。

○ 伊藤生活環境課長

はい、そのとおりでございます。

○ 加藤清助委員

それはいいです。

あとは、8ページのところの火葬場のやつの主な使用料というのがあって、上から三つ目の墓地使用料の推移を見ると、平成二十三、四年度は5000万円ですね。25年度が半分になって、26年度も半分になって、27年度がちょっとふえておるといふのは、墓地の使用料ってそんなに変動するの。墓地って動かんよね。

○ 伊藤生活環境課長

これは、新しく使用許可を与えた墓地区画になるわけなんですけれども、例えば、北部墓地公園なんかですと、少なくなってきた、新しく区画をつくるというふうな形になりますと、そのときにたくさん皆さんの申し込みがあったりとか、あと、北大谷霊園で、ある程度数がたまる、空き区画がふえてきた場合に、改めて公募を行ったりというようなこと

がございまして、そういったときに、大きく墓地使用料がふえるという形になっております。

○ 加藤清助委員

だから、平成23、24と25、26年度の違いは、今おっしゃったように、25、26年度は、その前々年度と比べて、金額的には半分やけど、新規の申し込みが下がったというような。

○ 伊藤生活環境課長

そうですね。北大谷霊園とか、そういった形での新規の募集と申しますか、空き区画が出てきた上での募集ということはしておりません。そこで、新たに墓地区画をつくったというわけではなく、前つくったものを継続的に使用許可を与えている場合には、余り売れやんと申しますか、申し込みがないという状況でございます。

○ 加藤清助委員

だから、この使用料というのは、永代の使用料という意味合い。

○ 伊藤生活環境課長

はい、そうです。

○ 加藤清助委員

墓地絡みで、先ほどの不用額の説明があって、寺方の解体設計が不用、実施に至らなかった説明で、地元との調整が整わなかったというのは、これは初めて当初予算に上げた案件ですか。

○ 伊藤生活環境課長

申しわけございません。平成27年度が初めてというわけではございません。毎年地元のほうへ行かせていただいて、いろいろ調整のほうはさせていただいておりますが、なかなか上手に進まないというのが実態でございます。

○ 加藤清助委員



ちなみに、10年以上前から解体の予算は組んでいるの。いつから組んでいるの。

○ 伊藤生活環境課長

この解体設計の予算を入れ始めたのは、10年以上も昔というわけではございません。ただ、正確なことはちょっと今手持ちの資料を持ってございませんもんであれですけど、ここ四、五年のことでございます。

○ 加藤清助委員

その地元との調整でご苦労されているという報告なんやけど、予算を上げて、四、五年不用額でずっとなっていくという、その問題点は、地元との調整というんやけど、何が調整で困っておって、地元と折り合いがつかないのかというのが見えないんですけどね。

○ 伊藤生活環境課長

斎場を壊しますと、壊すに当たっての手法でありますとか、あと、斎場を壊した際に、ある程度、跡地といいますか、そういった部分も出てまいります。そういった意味合いでの地元との交渉が、なかなか上手に進まんという状況でございます。

○ 加藤清助委員

市内に、市営の墓地じゃなくて、いっぱい集落ごとにあって、それは、例えば底地が市に移管されておる場合もあるし、管理運営だけ地元の墓地利用者だけでやっている場合もあるし、ここは、そういう周辺の事例からいくと、底地は市の公有地ということなの。

○ 伊藤生活環境課長

加藤委員おっしゃられたのは、我々、いわゆる旧慣墓地というふうな形で申しておる墓地に該当します。昔からある墓地、集落にある墓地という形になりますが、この寺方の墓地につきましては、その類の墓地であるというふうになっております。

○ 加藤清助委員

何か説明の中で、隣接しておる自治会か、地元の何かとあれがあるんやとか、地元の別のそういう墓地に続く問題というか、ネックになるようなものがあるんですか。

○ 伊藤生活環境課長

この墓地のすぐ隣に斎場がございまして、その斎場そのものを壊すに当たって、墓地に対する影響といたしますか、そういった部分での地元交渉でございます。

○ 加藤清助委員

ということは、今四、五年と言ったけど、当面解決策は見えないということやけど、そしたら、また来年度、予算は上げるということ。

○ 伊藤生活環境課長

一応今年度も、実は予算は上げさせていただいております、その中で、墓地には当然煙突がございまして。その煙突のダイオキシン調査については、一応させていただく。地元のほうから、やることについては了解を得ておりますもので、それについては実施をしてまいり方向でございます。

○ 加藤清助委員

だから、地元との調整って大事なことなもので、継続してやっていかれると思うんですけど、少なくとも、予算案を上げると言うのやったら、そこら辺の見通しがついた段階で予算を上げてくればいいのかと思うもので、毎年毎年、見通しがつかない中でも予算を上げているということ自体が、決算で不用額になってくる。見えておって不用額になってきているんじゃないかなというふうな思いがしたもので。それで終わります。

○ 村山繁生委員長

関連。

○ 伊藤修一委員

ことし、調査をしたら、330万円の不用額は300万円以下になっていくわけやで、来年度、ここに出てくるかどうかは、別の話になると思うんやけど、さっき加藤委員が言われたこともあるんやけれども、やっぱり置いておくと老朽化という問題も、結局、人が歩く歩かんとか、墓地に墓参りに来る人たちも、結構、そういうふうなものもあって、やっぱり早

く解決することが大事じゃないかなと。

そのためにはやっぱり、地元の調整とは言われるけれども、地元のほうで、結局、合意ができる内容が盛り込んでないと、いつまででも平行線になっていって、解体の費用と設計の費用というのが入っておるわけやで、壊すだけやなくて、壊すための設計、そして、その跡地の設計も、当然セットで地元と交渉していかなあかんはずやと思うんやわ。ずっと、結局、その後どうするかということをしちっと提示しないと、やっぱり協議はできやんのと違うやろうか。

#### ○ 伊藤生活環境課長

跡地といいますか、そういった利用方法につきましても、いろいろお話はさせていただいておるところなんですけれども、なかなか上手に進まないというのが実態となっております。

#### ○ 伊藤修一委員

あんまり上手に進まんものを進めよと言うても、ちょっとつらいんやけれども、結局、このまま放置しておく、やっぱり危険ということの認識だけは共通してもらおうような、そういう努力は要ると違うやろうかと。

それから、やっぱり行政だけでは足らんやったら、議会も挙げて、またそういうふうなことも、何かの機会に応援できることがあったら、言うてもらえばええやろうし、そして、ほかに富田も富洲原ももう壊して新しいものになっておるもんで、そんなあれやないんやけれども、もうそういうふうな、煙突も含めて、火葬場が残っておるというのは、そんなにないと違うやろうか。

#### ○ 伊藤生活環境課長

はい、北大谷斎場以外では、ここが最後になっております。

#### ○ 伊藤修一委員

そういうことも含めて、議会からそういう指摘もあったということで、この予算については、本当に、解体設計だけではなくて、地元と協議して、やっぱり必要な、そういうふうな要望、何か跡地をこうする、ああするということも考えて、この計画を早期に解決で

きるように考えていってもらえええと思うので、ただ単に、不用額として、300万円のラインで上がったたり下がったり、出たり消えたりするという問題ではないと思うので、早急に、そういうふうなことだけは続けて交渉していってもらうように、お願いだけしておきたいと思います。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

○ 伊藤修一委員

続けて、資源ごみの話をさせていただいていますので、ちょっと資源ごみの件で、集団回収については厳格化ということで、さっきの厳格化の資料を見ると、家の前に置いたやつはあかんとか、業者が直接とってきたらあかんとか、汗をかいていない部分についてはもう出しませんよと。

けれども、それはそれでまたいいんですが、平成23年、24年と都市・環境常任委員会で似たような話があって、実際、平成27年10月まで、そのことが、新しい切り替えができやなんだというのは、なぜこんなに時間がかかったことなんやろうかと。

そして、持ち去り、今、持ち去りもあるんやけれども、お金の金額ね。単価とか、いろんな、それがいろいろ変動したり、バウンドしておるもので、そういうふうな厳格化の中で、一体、どこまでを、結局、行政で検討されたのか、そういう手法だけの問題ではないと思うんやけど、どうしてそんなに平成27年10月までかかったのか、その内容をちょっと言うてほしいんです。

○ 伊藤生活環境課長

平成23年8月定例月議会の話以降、当然、まず、我々、自治団体にアンケートを実施しておりまして、そのアンケートを行った上で、どういった形でやっていくのがいいのかというふうなことを調整させていただいた上で、平成26年度に議会のほうへお示しをさせていただいた上で、平成27年4月に制度改正をして、27年10月に、その施行、厳格化を実施したという形になってはおります。

ただ、その持ち去りとの絡みもございまして、実際に、どこまで、本来、資源物を市と

して回収していくのがいいのかと、そういった部分も、我々の検討の中ではございました。

ただ、資源物自体が、市況が落ちると当然、今、キロ5円とか、そういった形で業者のほうに買い取っていただいておりますが、それが大きくマイナスになった場合には、正直、行政回収として、資源物、こういった紙類、金属類、その他もろもろを集めていかなければならないであろう。

ですから、丸々、例えば単価差を、高い低いをつけた上で、自治会さんとか子供会さんをお願いするという方法やなくて、やはり、行政として、しっかりこういったものを回収していく手段を残していかなければならないであろうという形の議論も、その中でやった上で、時間が想定以上にかかったということについては、申しわけないことだったと思っております。

#### ○ 伊藤修一委員

今の現状の中で、この資源ごみの問題については、非常に今関心があるので、こういうふうな形でスタートした以上は、やはりそういう登録団体の方に、いろいろご協力だけはいいただくように、またお願いして行ってほしいし、特に目につくのが、持ち去りの部分では、トラックにコンパネを立てて、それももう大型バスぐらいの高さまでコンパネを立てて、それで、結局、朝早く来るもんで、出しに来る人と取っていく人が、もう車の置き場もないところで、すったもんだ、すったもんだしておいて、どうしても、結局、そういう部分では、この資源ごみに対する市の姿勢というか、そういうふうなことをいろいろ問われていくもんで、逆にやね、これはやっぱりきちっとルール化した上で、条例までつくったんやで、そういうふうな姿勢というか、行政の対応というのは、徹底できるようなことは考えていくべきやと思うんやけれども、特に、そういう事故とかなんかがあってからはかなわんし、そういう車が平気で走っておりや、みんな見かけるし、どうしたってやっぱり気になって仕方がないんやけれども、そこら辺の持ち去りの部分はどうか。

#### ○ 伊藤生活環境課長

ご指摘いただいた持ち去りに対する市としての対処方法といいますか、対応なんですけれども、今年度になって、これまでは、車1台、2名体制で、パトロールという形でずっと当日の集積場をぐるぐる回って、当然、見つければ注意等々をしてきたわけなんですけれども、そして、今年度から、2班で4名体制、車2台でいろいろさせていただいております。

わけなんですけれども、特にここ一、二年だと思うんですけれども、正直、やり方が巧妙というか、ずる賢いといいますか、先行して偵察部隊がおって、そして、その上で、我々がいないことを確認したら、積み込み部隊が来るというような形で、しかも、時間的には、朝の6時半とか、かなり早い時間から活動しておるという中で、正直、対処に困っておる状況がございます。

警察とも連携しながら、特定の集積場で我々が張り込むといいますか、警察と張り込んで、何とか持ち去り行為者を確保しようというような努力もしておるわけなんですけれども、なかなか上手にとといいますか、向こうが我々を察知しておるのかあれですけれども、網になかなかかからないといいますか、そういった状況で、非常に困っておる状況でございます。

そして、やはり警察のほうからも、我々に対する注意もあるんですけれども、道路交通法でありますとか、行政として守るべき部分は守ってもらわんと、警察としても、市役所をよう守らんよといいますか、そういった部分でも注意は受けておりますもので、なかなか向こうと同じように、信号無視してとか、いろいろなものを無視して走っていくというのができない状況がございまして、非常に対処としては苦慮している状況でございます。

#### ○ 伊藤修一委員

苦慮しているのはもう本当によくわかっておるんやけど、地元の人らもやっぱり、ちょっとおっかないことがあったりとか、目に余るということに対しては、結局行政が一番よりどころになるわけやもんで、そういう声はしっかりまた聞いていただいて、これでトラブルがないように、特定の車種であれば、きちっと特定していただくとか、やっぱりそういう部分で、買い取りのほうの間屋のほうも、名古屋のほうとか、いろいろなところもあるかわからんけれども、そういうふうなことで持ち込みに対して、それは盗品と同じ扱いになるので、市のほうからも、業界団体のほうにも働きかけてもらうようお願いをしておきたいと思います。

#### ○ 村山繁生委員長

今の伊藤委員の関連なんですけれども、議会報告会、シティーミーティングでも、そういう違反者が換金できない方法はないのかという、そういった意見があったんですけど、そういった対応というのは可能ですか。

○ 伊藤生活環境課長

我々も、その業界さんとは連携してやっております、業界のほうから、中部エリアで一つの業界の団体さんがございまして、その中では、当然、ある意味、買うなというような、締めつけといいますか、お達しは出ておる状況はございます。ですので、あと、我々が直接問屋さんのほうに伺って、こういう車が来たときはもらわんといてというふうなお願いをしたりしたこともございます。そういった意味合いでは、中部エリアについては、そういった状況はなくなってきているのかなというふうに思っております。

ただ、中部エリア以外に持っていく場合が現状ございまして、そうなりますと、なかなか正直手が出せていないという状況になっております。

○ 村山繁生委員長

その連携を広めるということにはできないの。

○ 伊藤生活環境課長

その可能性について、今後ちょっと研究してまいりたいと思います。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

関連、はい、どうぞ。

○ 諸岡 覚委員

今のところで、監視を行ったというふうに報告いただいておりますけれども、この監視の具体的な手法についてちょっと教えてもらいたい。どうやって誰がどれぐらいのスペースで監視しておったかというのは。

○ 伊藤生活環境課長

警察との連携ということでは、昨年度ですと、年6回という形で連携して、置き場で張り込んで、来た車、当該車両をですね、警察等々、我々で抑え込むような形というふうなこともやっておりますし、あと、通常でありますと、ごみ集積場、1日大体150

カ所ぐらいありますもので、それをパトロールする中で、今現在ですと、特にその当該車両を見つければ、スピーカーのほうで止まりなさいと、条例違反していますというようなこともアピールしながら、パトロールのほうをやっておる状況でございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、警察の方も一緒におって、警察の人が見ておっても、その場で逮捕はしてもらえやんということなんですか。

○ 伊藤生活環境課長

平成27年度は3回でした。さっき6回と言って、済みません。

ちなみに、警察の方がおられる状況であっても、我々を察知するのか、ちょっと正直わからない部分があるんですけれども、その当該車両が来ないような場合がございまして、そうなりますと、当然、確保ができない。逮捕ではありませんが、その行為者を確保して、職務質問であるとか、そういった注意等々ができない状況でございます。

○ 諸岡 党委員

場合があるという言葉が微妙なんですけど、3回やったら数少ないで、記憶があると思うので、明確に聞きますけれども、3回のうち何回、警察の方が目視で確認されておったんですか。3回やで記憶ありますでしょう。

○ 前川生活環境課課長補佐

ありがとうございます。前川でございます。

3回、昨年度はやらせていただきましたが、我々職員の公用車では、相手を静止させることはできないものですから、ここはもう警察の方にご協力をいただいて、いわゆる制服を着た警官の方でないと止めることができないという判断から、制服の方と、それから私服警官、それから覆面のパトカーを使って来ていただきました。

そのときには、昨年度は南のほうだったと思いますけれども、1カ所、ちょうど袋にできるところがありまして、そこで確保したというようなことがございました。ただ、それでもやっぱり車を置いて逃走するケースがあるものですから、周辺を職員で囲んで抑えたというのがございます。



ただ、その3回のうち、3回とも警察の方には立ち会ってはいただいておるんですけども、覆面の車で来ていただいているにもかかわらず、先に普通のふりして回ってくる人たち、いわゆる偵察隊がいて、あそこに車が止まって中に人が乗っていると、ずっとあそこに止まっているからおかしいというふうを感じるかどうかはちょっとわかりませんが、それで、そこには一切あらわれないというところがございます。

ことしに入って、つい先月ですけども、警察の方に来ていただいてやったんですが、警察官の静止を振り切って逃げるということもございましたので、そうなりますと、例えば周辺を通行されてみえる方、あるいは、通学をされる子供さんたちもみえるので、そこに被害があつてはいかんということで、警察の方も、あんまり横着な止め方はできやんなということで、結構慎重に動く必要があるよということで、ご指導もいただいた次第でございますので、そういった状況が続いておるといようなことでございます。

#### ○ 諸岡 党委員

わかりました。

最後に移ります。その確保したことがあるということなんだけど、確保したというのは、ごめんなさい、あんまり知識ないんやけれども、いわゆる逮捕という意味ですか。どういう意味なんですか。

#### ○ 前川生活環境課課長補佐

逮捕は当然できませんので、そこでちょっと止めてもらって、僕らは基本的に職務質問の権限を持っておりませんもんで、警察の方に免許証を見せてねって、あるいは、車検証を見せてねというふうなことで聞いていただいて、情報を得ていただいて、ほかに何かないか、そのときに、例えば免許証を持っていないってなれば、免許証不携帯でそのまま警察の方にご厄介になるというようなこともありますけれども、そこら辺のことの作業をしていただくというふうなことになります。

#### ○ 諸岡 党委員

そうすると、現行犯で見つかっても、警察の人に事情を聞かれて、即解放されて、やっておる人は別に痛くもかゆくも何ともないということですか。

○ 前川生活環境課課長補佐

基本的には、その方に名前等々を確認した際に、過去に指導歴があるとか、接触した経緯があるということであれば、そこで禁止命令等々を発することになりますので、それを一つの証拠資料として、次には警察に告発をするという、やっぱりその辺の事務の流れ、手続は踏んでいく必要があるものですから、その場で何かペナルティーを与えるということとは極めて難しい状況にあります。

○ 諸岡 覚委員

はい、結構です。

○ 川北環境部長

持ち去りの件で、ちょっと私のほうから、ご質問をいただいているわけなんですけれども、今も前川あるいは課長が申し上げましたが、我々のほうとしては、なかなか苦慮している状況の中でなるべく厳しく当たろうとしております。そうすればそうするほど、彼らはだんだんだんだんちょっと悪質化してきております。

我々のほうもこれまでも、これからもごみ出し説明会なんかを利用して、住民の方、市民の方がけがなきようにということは十分伝えてまいりたいと思っておりますが、皆様におかれましても、何か機会がございましたら、重々、自らがけががないように、ご伝達いただければ大変ありがたいと思います。ちょっとこの場をお借りいたしまして、発言させていただきます。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

いや、あれば休憩しますし、なければ……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

後、ありますか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

じゃ、ここで休憩いたします。45分再開ということでお願いします。

14 : 34 休憩

---

14 : 45 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、おそろいでございますので、再開したいと思います。

なお、本日のめどといたしまして、環境部の決算の認定までをめどとしたいと思います。

それでは、続きまして、伊藤委員。

○ 伊藤修一委員

また関連したお話なんですけど、ちょっとくどいようですが、先ほどの話で、決して個人の人が持ち去りをしているわけではなくて、結局、そういうふうなグループというか、最初に見張りに来たり、それから連絡をとったりとか、それから仕入れたり、問屋で売ったりとか、いろいろ、これ、組織的な動きをされてみえるということ行政が把握しておるという、そういうふうな認識をしたんですが、それで間違いないのかどうか。

それから、もう一点は、集団回収のときに、平成27年10月から半年で、400万円ぐらい、回収のお金が違ったと課長が言ってみえたんですが、昨年度、そうしたら、この持ち去りの関係で、どれぐらい市のほうは、想定した収入に対して、持ち去りによって被害が出るのか、その辺は一回、明らかにしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

## ○ 伊藤生活環境課長

二ついただきました、まず、組織化されておるかということに対しては、明らかに組織化されています。

そして、もう一つ、その持ち去りによって、どの程度被害があったのかということにつきましては、決算常任委員会資料の25、26ページを見ていただきますと、25ページの一番下あたりで③というところがございまして、あくまでもこれは被害想定量ですもので、ある意味、こちらが計算している部分です。1300 t オーバーで持ち去られているんじゃないかなというふうに考えておりまして、それで、平均した売却単価7.29円を掛けると、市としては、1000万円程度は損害を被っておるんじゃないかというふうには思っております。

## ○ 伊藤修一委員

1000万円の収入が未納になるというか、歳入できないということは、これはやはり看過できないというか、放置はできない問題じゃないかなと。

先ほども、組織的な動きだということであれば、もう逆に、市でできることが限られておれば、やはり司法で動いてもらうべき問題じゃないかと。私ら、わからんけれども、告発するなり、被害届を出すとか、そういうふうな動きというのは、これまでどうされたんですか。

## ○ 伊藤生活環境課長

司法の手でどうかというご指摘ですけれども、この条例をつくった際に、この資源物自体の位置づけが、無主物、あるじのないものという位置づけになっておりまして、そういった関係で、刑法の窃盗とか、そういった直罰規定では難しいというふうなことで、検察との協議を行っております。その関係で、条例で、資源物を集積場から持ち去ることを禁止するというので、条例を改正させていただいております。

その関係で、我々のほうで、指導、警告、命令、そして告発ということをするという手順になっておりますもんで、最終的には、命令を破っておる者に対しては告発ということで、平成27年度では2件ですけれども、トータルでは過去に4件、同じく資料26ページのほうで、そういったことを記載させていただいております。

## ○ 伊藤修一委員

そうすると、結局、市の条例で対応できることは今やっておるけれども、それ以上の現状があるという。そうすると、その条例自体が、逆に言えば、もうこれ以上のことはできないというふうなことで理解したらいいのか、それとも、条例をまた改めて、いろいろ見直していくことによって、さらに、そういうふうな告発とか、警察さんとの関係をもっと強化できるというふうなことの可能性はあったのかどうか、その辺はどうですか。

## ○ 伊藤生活環境課長

集積場に出されたもの、資源物が無主物という検察の見解がございますもので、これに関して、覆すということは難しいというふうに思っております。ですもので、今、この条例そのものが、適切な位置づけにあるかどうかという話でいきますと、適切な状態にはなっておるというふうには考えております。

ただ、行政としてやれることについては、我々としては、一生懸命、毎日のパトロール等々、警察さんとの連携を含めてやらせていただいておりますが、いかんせん、行政としても、ある意味、限界といたしますか、ちょっとかなり厳しい状況なのかなというふうには思っております。

ですもので、ごみの説明会とか、そういった中で、この持ち去り車両につきまして情報提供いただいて、我々としては、そういった車をチェックしながら、パトロールを行っていきたく。そして、住民さんにつきまして、先ほど来申し上げておりますが、かなり無謀な運転といたしますか、荒い運転になってきておりますので、直接注意をするであるとか、そういった部分はしていただくことなく、情報提供をいただきたいと。まずは身の安全といたしますか、そういった部分をお願いしたいと思っております。

## ○ 村山繁生委員長

質問のもう一つ、条例の強化についてはどうですか。

## ○ 伊藤生活環境課長

済みません。条例の強化につきましては、今現在、過料ということで制定はしておりますが、判例等々が出ておる状況の中で、その金額を引き上げるとかというのは、なかなか正直難しいのかなというふうには考えております。

○ 前川生活環境課課長補佐

先ほど課長のほうからもお話しさせていただきましたように、条例の強化という部分に関しましては、現段階で、この手の——この手のと言うとちょっと語弊があるかわかりませんが——資源物の持ち去りという部分につきましての罰則という部分に関しましては、20万円以下の罰則というのが相当というふうなことを言われております。その部分の幅を広げることが抑止につながるのかどうかという部分については、ちょっと警察なり検察なりとも十分協議をさせていただいて、条例をつくったときから大分状況が変わってきていますので、そういった意味では、いつまでもこの条例で動けるというふうには思いにくいところも出てきている事情もありますので、ちょっと他市の事例も調べながら、研究させていただきたいと思います。

いずれにしても、こちらの優先順位というのも上げていかないかんと思いますので、体制の強化も含めてやっていかないかんのかなと思います。何せ、その費用対効果の面から言うと、非常に苦しい部分がございます。そういった意味では、できる限りのことでまずはやらせていただくというふうなことで、住民さんには、まずは安全を確保していただくということも含めて周知させていただきたいと、このように考えております。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 伊藤修一委員

はい、結構です。

○ 小川政人委員

この売上金額が4200万円余りで、経費はどれぐらいかかるのか。25ページの資源物の資源化の実績。

○ 伊藤生活環境課長

この4200万円の収入に対して、必要経費がどの程度かということでのご質問に対しましては、主要施策実績報告書の119ページを見ていただきますと、表が三つございまして、

そのすぐ下に資源物処理事業費ということで、かぎ括弧についてございます。その中の3億7800万円という数字が出てきておりますが、この金額がかかっておるという状況でございます。

○ 小川政人委員

ということは、収益ではないわけや。3億7800万円もかかるんやろう。

○ 伊藤生活環境課長

はい、そのとおりでございます。

○ 小川政人委員

この事業、やめたらええやん。何の必要性がある。

○ 伊藤生活環境課長

資源物、こういった廃棄物に関する収集に関しましては、廃掃法上、市町村の責務ということで位置づけられております。そういった観点から、行政としては、収集、しっかりとやっていかなければならないというふうに考えております。

○ 小川政人委員

今、個々の自治会とか団体がいろいろ資源物の収集をしていますよね。ほれで、市も補助金を出して、ある程度補助を出して自治会がやっておる中で、そこへ任せたらあかんのかな。これにそんな3億円も、赤字になってまでやらんでもええのと違う。そこへ一元化するとか。

○ 伊藤生活環境課長

先ほどの説明の中でちょっと触れさせていただいたんですけれども、資源物自体の市況がございまして、今現在はプラス円になっておりますもので、こういった集団回収をやっただけの団体さんは数多くございます。

ただ、今プラス域ですけど、大きくマイナスになるということも当然想定されておまして、そういった場合に、回収をしましても、結果的には、その労力が報われないような

形の状況になってしまいますと、極端な話、集団回収をやめてしまうというふうな状況も考えられますし、そういったことで、やはり市として、最終的には廃掃法上の責務もごぞいますもので、それを市として取りやめるということはできないというふうに考えております。

○ 小川政人委員

確かに単価が低くなったら、各自治体もだんだんやめるかもわからんけど、そうじゃなくて、行政が補助金を出しておる、単価プラス何円か出していますやんか。違ったかな。

○ 伊藤生活環境課長

今現在、キロ4円ということで出させていただいております。

○ 小川政人委員

だからそれは、マイナス4円にならん限り、プラスになるわけやわな。そういうことですわな。だから、そこの辺を考えていくと、そういう自治会に任せたほうが小まめに集める可能性もあるし、そういうのはとられておらへんやろう。市が、資源ごみとして、火曜日か水曜日か知らんけど集めて、置き場を指定して集めておるのがとられている、そういう状況ですか。

○ 伊藤生活環境課長

この持ち去り行為が始まったころに関しましては、その置き場に出されたものが多く抜かれるという形でした。ただ、ここ一、二年の話になりますけれども、例えば、集団回収で集めたものでありますとか、自宅の前に出して新聞社さんが集めていくような、そういうものについても、こういった持ち去り犯が持っていっておるといような状況がどうも見られるということでございます。

○ 小川政人委員

自宅の前から持っていったのは犯罪、ちょっとどういうことになるかな。あなたが今何か、無主物とか何とか言ったけど、それに当たるのか、当たらんのか、その辺はどう解釈すればいい。



○ 伊藤生活環境課長

全てを確認しておる確かな情報というわけではありませんが、所有者の手元を離れた状況になっておるといふ段階で、無主物の扱いになるのではないかというふうには考えております。所有者の側からしますと、所有権を放した状態で、路上でありますとか、歩道でありますとか、そういったところに置かれておるような状況ですので、小川委員言われるのは、恐らく窃盗でどうなのかとか、そういった部分なのかなと思いますが、警察と正式な形で協議はしておりませんが、なかなか難しいのではないかというふうには思っております。

○ 小川政人委員

路上やったらあかんけど、じゃ、軒下はどうなるのかな。軒下も、所有者の手を離れたというふうにするのか、どうなの。

○ 伊藤生活環境課長

軒下ですと、違う意味で、敷地内に勝手に入ってしまう形になりますもので、そのものがどうのこうのも、もちろんあろうかとは思いますが、不法侵入という形でなろうかとは思います。

○ 小川政人委員

そうすると、それは犯罪になって、逮捕ができるんやわな。

もう一つは、行政、反対のことをやっておらんかな。そういう地域の資源集団回収に対しては、集荷場所へ集めろさと。そうじゃなかったら補助せんよとかいうことをやっておらんやわな。何かちぐはぐと違う。集荷場所へ集めたら無主物で、条例上、そんなにきついことはできないけれども、じゃ、地域団体がやっておるのを、個々から回収するということにすると、それなら犯罪になるということになっていくとな。それを去年から改めたのか、ことしから改めたのか知らんけれども、それはあかんよ、どこか1カ所に集めろさという、そういうやり方しか助成しませんよということをおっしゃるんやわな。

○ 前川生活環境課課長補佐

先ほど、課長も説明させていただきましたけれども、まず、資源物の収集というのは、幾つか手法があるということがまずございまして、行政が回収する部分、それから、民間のいわゆる任意の団体でやっていただいている資源集団回収というふうなところ、それから、それぞれの古紙業者さんに、個別で対応をお願いしているという部分というのがございます。

私どものほうに関連するのは、市の行政回収、これは、市が収集日を決めさせていただいて、地域で決めていただいたステーションに回収にお邪魔するというやり方でございます。

条例の中の持ち去り禁止が適用されるのは、行政が回収をする日に、その集積場から違う者が持っていくということを止めているのであって、集団回収のところについては、基本的にはその条例が適用されません。

なぜかと申し上げますと、その集団回収は、先ほど小川委員もおっしゃられましたように、私どものほうから助成金をお支払いさせていただいておるんですけれども、そのやり方については、ちょっとみんなでやり方を考えてくださいねというようなお願いもしてきましたけれども、ポイントを決めて、そこに集めていただいて、それを民間の業者さんに買い取っていただくというやり方になります。それに対して補助金を出しておるんですけれども、それは、あくまでも団体さんが資源集団回収のために集めたものですから、条例の適用以前に、もうそれは所有者がはっきりしておるわけですね。無主物とはいうものの、自治会、あるいはどこどこPTAとかという方がそれを管理し、売却するというところで、所有者がはっきりしているという部分においては、先ほどこちらから説明させていただいておる無主物だから云々という持ち去りの部分と、少し角度が違うのかなというふうに思います。

ですので、この辺については、正式にきちっと協議をさせていただいたわけではありませんので、もう少しきちっと細かい部分を詰めさせていただく必要があるかと思いますが、そのような認識は基本にしておるところでございます。

## ○ 小川政人委員

ということは、団体が集めたものは無主物ではないから、犯罪が適用されるということやね。そうしたら、そのほうをもっと力を入れてやれば、当然、市の業務として集めるのは無主物であって、それは、持ち逃げされても、持ち去りされても、刑法はなかなか適用

しにくいというのであって、それに3億円近い金を使うわけやな。

そうすると、持ち去ってくださいよ、それでもまだ、どこかで集めて、3億円、金を出しますから、勝手に持って行ってください、あんまり警察に捕まらへんよということを一生涯懸命頑張ってやっておるのやけど、そうではないほうに力を入れたほうが、金も要らんし。要らんと言うても、4円かそこらの補助を出しておって、それはそれで要るんやけど、もっとそこら辺の工夫、ちゃんとやるべきところが見えてくると違うのかな。その辺の工夫、もう一工夫やってほしいかなと思うんやけど。

### ○ 前川生活環境課課長補佐

ありがとうございます。今、委員がおっしゃられたような、教えていただいたようなやり方というのは、実は、ちょっと形は違いますけど、他市でそういった事例がありますけれども、それも今持ち去られておって、これも取り締まりに苦慮しておるといふ情報もありますので、確かに、行政回収よりも、集団回収に移行させて、各団体、あるいは自治会さんに回収をもう任せちゃって、それぞれの責任でやっていただくのがいいんじゃないかというご意見も、たしか、この条例をつくったときに、いただいた記憶がございます。

ただ、そうなると、全地域にするのは難しいと。しかも、高齢化、少子化になってきた中で、それを自治会さんが負担するのは、極めて難しいというふうな意見もありました。

そういったことも、一つの手法としてはあろうかと思いますが、いずれにしましても、集団回収のやり方も見直していく必要が今後出てくるんだろうと思いますし、また、行政回収そのものも、ちょっと見直していかないかんとところは当然あると思うんですが、いずれにしても、ごみの減量という一つの責務の中では、資源を有効活用せえというような部分の計画も立てて、やらせていただいております関係で、資源物で経費を賄えるほどもうかるということはまずありませんもんで、そこら辺は、できるだけ経費を抑えられるような収集方法というのにも研究していく必要があるかと思いますが、いずれにしましても、なかなか集団回収オンリーにするというのは、ちょっと今の現状では厳しいかなというふうにも思っています。

### ○ 小川政人委員

ときどき自治会の会合に行くと、今月は地区の資源回収で幾ら売り上げがあつてとか、そういう報告を受けるんやけど、そうした中で、今言ったように、地域の団体が集めたも

のであれば、それは窃盗になって、そこもとられるということやけど、とっていても、それは窃盗になるわけやわな。だから、市の集めたものは窃盗にならんし、地域団体に集めたものは窃盗になるから、警察の取り締まりはしやすくなるわけやわね。警察がしょっちゅう張っておるのは嫌やと言うかもわからんけど、そういう可能性もあるけれども、そういうこともある。

それから、もう一つは、今、高齢者やと集めるのに大変やと、集積場へ行くのに大変やと言うけれども、現実的には、それを市が禁止したんやないの。そんなの、一個一個、家の前で業者が集めていくのはやめておけと言って、市がそんなのやったら補助金を出さんわと言って、市がそれをやめさせたんやわな。だから、反対のことをやったのかもわからんという部分がある。

お年寄りが自分のうちの軒下へ置いていって、それを自治会が回収しなかったとしても、自治会から依頼を受けた回収業者がそこから集めていく、それも認めてやらんと。高齢者は大変ですから、それでやれせんわと言うておって、片一方で、市は、3億円も金を出して回収事業をやっておるといふ部分でいくと、何かもっとええ知恵が出せるのかなと思ふもんで。

まあ、このぐらいにしておきますわ。考えておいて。

#### ○ 村山繁生委員長

検討課題ということをお願いします。

他にいかがでしょうか。ありませんか。

#### ○ 三平一良委員

公害健康被害補償費の中に、幼児や小学生に対する事業をやっておるわけやけど、公害を克服したというふうなことを標榜しておって、幼児、小学生が公害の被害に遭ったような印象を与えるんやないかなというふうに思うんやけれども、そのようなことについて、どういふふうにお考えですか。

#### ○ 市川環境保全課長

三平委員からご指摘があった公害健康被害対策の補償費といった名称自体の問題だと思ふんですけれども、確かに公害を改善してきたといった中で、やはり公害という名前がつ

くと、まだ克服できていないんだ、改善できていないんだという印象を与えるということですが、国の環境省の独立行政法人のほうで、このようなメニューになっておるんですね。

なので、ちょっとそこら辺は、環境省のその独立行政法人のほうにも、名前のイメージが悪いよという話は伝えさせてはいただいておりますものの、このような事業費の名称になっておるものですから、このように記載させていただいておりますという経緯がございます。

#### ○ 三平一良委員

それはもう変えてもらわなあかんわ、環境省なりに言うて。

#### ○ 市川環境保全課長

昨年か一昨年かも、たしか同じようなご指摘をいただいておりますので、環境省のほうには、その旨、伝えさせてはいただいております。再度、そのような申し入れをちょっとやっていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

#### ○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

#### ○ 小川政人委員

四日市公害と環境未来館の来館者で、一般来館者とか、それから小中学生、保育園、これは無料なんやろうと思うんやけど、一般来館者、それから、海外からの視察等というのでも、無料もあるんやろうと思うけど、こんなのを黒字にせいとは言わへんのやけど、どれぐらいの入場料なのかな。

#### ○ 岡田四日市公害と環境未来館副館長

四日市公害と環境未来館、博物館の2階にあります。3階の博物館から入って、2階を見ていただき、1階でも学習していただくと。この3、2、1階は、団体であっても個人であっても全て無料でございます。

○ 小川政人委員

ここは全部無料なのね。

○ 岡田四日市公害と環境未来館副館長

いや、ご面倒をおかけして済みません、有料が一つあります。4階で特別展示をしています。平成27年度で言いますと、大昆虫博、これが有料でございます。大人が有料で、小中学生は無料でございます。こういったことが一つございます。

○ 小川政人委員

この間、こんな事業で金もうけよとは思わへんけど、四日市公害の資料館をつくろうと言って、塩浜に提案をしたら蹴られたもので、公害資料館だけではあかんで、環境未来とか、産業未来とか、そういうものをつけてやれさって俺が提案したら、そのままぱくっていったんやけど、いいかげんにしておけよって思うもんな。人の提案、そのままぱくっただけの話で、偉そうに自分の功績みたいに言うでな。そこの考え方がわからん。もうちょっと人の言うことに耳を傾けるんやったら傾ければええのに、あの人の悪いところや、それが。

以上。

○ 村山繁生委員長

意見として伺っておきます。

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論のある方はいらっしゃいますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論ございませんので、採決に入ります。討論はございませんので、簡易採決で行います。

議案第13号平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、この所管部分につきまして、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会に上げるものはございますか。

（なし）

○ 村山繁生委員長

じゃ、全体会に送るものはなしということで決しました。

〔以上の経過により、議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

○ 村山繁生委員長

それでは、お約束どおり、本日はここまでにさせていただきます。月曜日午前10時より、次の付託議案から中森委員も入っていただいで行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

じゃ、以上、きょうはこの程度でとどめさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

15：13 閉議